



Title	アメリカの高齢者ケアにおける社会保障と家族の役割 ( 3 ・ 完 ) - 家族責任法 (Family Responsibility Laws) を素材として -
Author(s)	関, ふい佐子
Citation	北大法学論集, 48(4), 125-173
Issue Date	1997-12-26
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/15734">http://hdl.handle.net/2115/15734</a>
Type	bulletin (article)
File Information	48(4)_p125-173.pdf



[Instructions for use](#)

# アメリカの高齢者ケアにおける社会保障と家族の役割 (三・完)

—— 家族責任法 (Family Responsibility Laws) を素材として ——

関 ふ 佐 子

## 目 次

- 序 章
- 第一章 家族責任法の形成
  - 第一節 家族責任法の起源
  - 第二節 家族責任法の生成と発展
- 第二章 家族責任法の枠組
  - 第一節 家族責任法の形態
  - 第二節 家族責任法の適用
- 第三章 家族責任法と社会保障の交錯

(以上、四八巻二号)

第一節 高齢者ケアの全体像

第二節 家族責任法に対する連邦社会保障政策の影響

第三節 カリフォルニア州の家族責任法と社会保障政策

第四章 家族責任法の合憲性

第一節 家族責任法をめぐる憲法裁判の全体像

1 平等保護

2 デュー・プロセス

3 その他の憲法問題

第二節 老親扶養義務と平等保護

1 Swobad判決以前の平等保護審査

2 Swobad判決

3 先存義務と相互依存

第三節 老親扶養義務をめぐる学説の展開

1 老親扶養義務の根拠

2 老親扶養義務への疑問

3 学説の模索

おわりに

(以上、本号)

第四章 家族責任法の合憲性

第三章では、家族責任法と社会保障制度との緊張関係を検証した。この緊張関係の存在が、家族責任法をめぐる学説の対立

を活発化させ、加えて、家族責任法の合憲性を争うという形で、家族責任法の是非そのものを問う訴訟の提起を促した。すなわちアメリカは、社会保障法から独立した家族の相互扶養義務を法定している大陸法系の国々とは異なり、社会保障制度との関

係で、家族に扶養義務を課してきた国であった。だからこそ、家族の相互扶養義務をめぐる賛否両論が、正面から争われ続けてきたのである。そして、家族に扶養義務を課すこと、とりわけ子に老親扶養義務を課すことの問題性は、家族責任法の合憲性を争う訴訟において具体的に議論されてきた。家族に扶養義務を課すことは是非は、家族責任法と社会保障制度との緊張関係が高まるとともに、裁判上、家族責任法の合憲性を争うという形で問われていったのである。

こうした家族責任法の合憲性を争う訴訟には、家族責任法により広範囲の家族に扶養義務を課すこと自体の正当性が争われたもの他に、家族責任法上の手続が不公正であることが争われたものなどがある。そして、家族責任法の合憲性を争う様々な方法が試みられているなかで、最も多く提起され、かつ本稿との関係で示唆に富む議論を提供しているのは、特定の親族にのみ扶養義務を課すことが、憲法の規定する法の下の平等保護に反するか否かが争われた裁判である。とりわけ、カリフォルニア州最高裁の *Swad* 判決<sup>(1)</sup>は、平等保護を争う一連の裁判の集大成であり、かつ老親を扶養する子の義務と社会保障制度との関係について詳細に検証したものである。

そこで以下では、第一節において、第二節の検討の前提とし

て、家族責任法の合憲性を争う紛争の全体像を把握するために、家族責任法をめぐる憲法裁判を概観する。そして第二節において、家族責任法の合憲性を争う憲法裁判のなかでも、子に老親扶養義務を課すことのは非について判示した重要判例である *Swad* 判決を具体的に検討する。これにより、社会保障と家族の役割について、裁判所が構築した法理を分析する。*Swad* 判決の合憲性判断を決定づけた、老親扶養義務という形で子にケアの負担を課す上での理論的根拠については、第三節において、対立する学説の見解を基にさらに考察してゆく。そして、高齢者ケアにおける、社会保障との関係での家族、とりわけ子の役割について、原理的な分析を試みる。

## 第一節 家族責任法をめぐる憲法裁判の全体像

### 1 平等保護

法の平等な保護に反するとして、家族責任法の合憲性を争った事例は多い<sup>(2)</sup>。第二節で検討する、特定の親族に扶養義務を課すことの平等保護違反が争われたもの他に、以下に見る各種

の訴訟が提起されている。大半は、合理性審査を用いて、違憲の主張を斥けている。

### (一) 二重課税の不平等

国民の納める税は、社会保障給付の財源となっている。そこで、社会保障給付に要した費用を家族責任法に基づき求償された親族が、家族責任法は、税を二重に負担させ、当該親族を他の国民と比して不平等に取り扱うものであると主張した事例がある。

二重課税の不平等は、当初、精神病院の入所費用の求償をめぐって争われた。初期の判例としては、精神病院に入所していた成年子の扶養料を支払うよう求められた父親が違憲を主張した、一九〇八年の *Eldridge* 事件<sup>(3)</sup>がある。カリフォルニア州控訴裁判所は、「入所患者に扶養可能な親族がいる場合、その者が租税を納付していることを理由に、入所患者は、病院におけるケアを無拠出で受けうるだろうか」と疑問を提起した。そして、「多くの納税者は、自活できず親族によってもケアされない者の入院費を負担するために政府が要する費用に充当する額を越えて、税金を支払うことに関心を持たない。こうした納税者に、それ以上の拠出を求めることはできない」と判示した。

さらに、病院入所によって患者本人および親族は利益を得るとして、親族の扶養義務が肯定された。

*Eldridge* 判決は、子が老親扶養義務について争い、二重課税の違憲性を主張した、*Douglas* 事件<sup>(4)</sup>においても踏襲された。ここでは、老齡扶助受給者の娘が扶助費償還請求に応じなかったため、カウンティの社会保障および福祉委員会が、娘およびその夫を訴えた。そして、二重課税の違憲性を主張した娘の主張を斥けて、家族責任法は合憲であると判示された。娘は、「自らは、従価税および消費税を一一、〇〇〇ドル以上支払っており、その一部は、老齡扶助を支給する社会福祉プログラムを維持するために使われている。扶助費用の償還請求によって、自らは二重に課税されることになる」と主張した。これに対してアリゾナ州最高裁は、「税金は、公共の利益のために、個人または企業から支払われるものである。特定の親族の扶養に要する費用を支払う法のおよび道徳的義務があるという事実自体によって、二重に課税されたことにはならない。」と判示し、*Eldridge* 事件を引用した。このように裁判所は、納税義務と扶養義務との性質を区別し、扶養料の求償が二重課税にあたることを主張を斥けている。

(二) 制度間の不平等

各種の社会保障給付が存在する州において、家族責任法がその一部に関してのみ、親族に対する給付費用の求償について定めている場合がある。そこで、給付費用を求償された親族が、他の制度との間の不平等を争い、家族責任法の違憲性を主張したものである。

制度間の不平等が主張された *Douglas* 事件<sup>(5)</sup> では、老齡扶助受給者の親族に扶養義務を課しながらも、視覚障害者扶助を受給する者の親族に扶養義務を課さなかったアリゾナ州家族責任法が、老齡扶助受給者の親族を差別する違憲な法であるか否かが争われた。裁判所は、「別々の公的扶助を受給する者の親族を立法によって区別したことは、老齡扶助を受給する者の親族と比べて、視覚障害者扶助を受給する者の数が僅かであることから正当化される」と判示した。立法者による区別が合理的であり、恣意的でないことを理由に、家族責任法は、アリゾナ州および合衆國憲法の平等保護条項を侵害しないと判示されたわけである。

(三) 男女間の不平等

男女間の不平等が争われた事件には、扶養能力の計算方法が

男性と女性とは異なるとして、法の平等保護に反することが認められたものがある。コネチカット州では、扶養能力を算定する際の基礎額を計算するにあたって、男性の場合は、配偶者が就労していたとしても、扶養家族(子)の人数に応じた控除が行われた。他方、就労する配偶者をもつ女性の場合は、何ら控除がなされない。そこで、*Jones* 事件<sup>(6)</sup> では、母親が受けた公的扶助の費用を求償された娘が、扶養能力の計算にあたって男女を差別するコネチカット州の行政規則は、平等保護に反すると主張し、これが認められた。コネチカット州最高裁は、「本件で問題となっている行政規則は、就労する既婚女性と就労する既婚男性とを、明らかに区別している。男女間の収入が一般的には異なるとしても、就労女性の収入が家族の扶養に寄与していることに変わりはない。よって、行政規則による区別は、法の平等保護を侵害するものである。」と判示した。明らかに男女差別が認定されたことにより、家族責任法の運用が違憲と判断されたのである。

(四) 扶養義務者の特定をめぐる不平等

公的機関による扶養義務者の調査方法または認定方法が不平等であるとして、家族責任法の合憲性が争われた事件がある。

カリフォルニア州において、扶助申請者または扶助受給者を扶養する義務を負う親族を調査するにあたっては、納税申告をした親族の中から、扶養能力のある者が捜し出される。そこで *Hurlbut* 事件<sup>(7)</sup>では、扶養可能な親族の中から、納税申告をした者のみを抽出して義務を課す家族責任法は、平等保護に反すると子が主張した。裁判所は、「親族の扶養能力は、最終的には裁判所によって決定される。公費節減の目的で、納税申告者を第一に調査したカウンティ福祉局の方法は合理的である。よって、そのような方法を定めた立法者の意図および目的も合理的といえる。」として、家族責任法を合憲と判示した。

扶養義務者の抽出をめぐることは、複数の扶養義務者のうち、一人にのみ親を扶養する全責任を課すことの違憲性が、*Maluti* 事件<sup>(8)</sup>において争われている。ここでは、老齡扶助受給者の娘が、収入がより多い兄弟姉妹に対して、両親を扶養するよう連絡しない福祉委員会の取り扱いが不平等であると争った。オレゴン州最高裁は、「原告は、同等の義務を負う兄弟姉妹からの拠出を受ける権利をもつ。福祉委員会は、責任を負う親族を、すべて同一の手續に加えることを要求されていない。」と判示した。原告が、その兄弟姉妹に対して扶養料を請求しうるという点から、兄弟姉妹との不平等を訴えた原告の主張は斥け

られたのである。

また、扶養義務者の金銭的責任を決する際に、一律の値を税額として控除する計算方法が、平等保護に反するとして争われたものもある。*Kasparian* 事件<sup>(9)</sup>では、両親に支払われた扶助費が息子に求償され、息子が計算方法の不平等を争った。カリフォルニア州地方控訴裁判所は、「子の純利益を計算するにあたって、実際の税額を控除する代わりに、家族責任法が定める均一の割合（二〇％）を控除したとしても、違憲的差別とはならない」と判示した。その理由として、「控除を規定した家族責任法は、これにより影響を受ける扶養義務者に平等に施行される。扶養義務者の抽出は合理的であるため、平等保護に反しない」と述べている。

このように、扶養義務者および扶養能力を特定するにあたって家族責任法の平等保護違反が争われた事件では、行政による扶養義務者の調査方法または認定方法の合理性を判断するにあたって、行政効率が尊重されている。

## 2 デュー・プロセス

### (一) 手続的デュー・プロセス

家族責任法上の手続が不適正であるために個人の基本権が侵害された場合、家族責任法は手続的デュー・プロセスの要求に反したとして違憲となりうる。<sup>(10)</sup>そこで、家族の扶養能力の評価または家族に対する求償の前後に、家族に対する告知がなされているか、または聴聞の機会が設けられているかといった点などが争われている。しかし、特定個人の伝統的権利に影響する場合を除いて、全ての個人に告知・聴聞の機会を与えることを手続的デュー・プロセスは要求していないとする、一九七〇年代に至るまでの連邦最高裁の判断傾向と同様に、家族責任法の違憲性を問う主張は各州の裁判所においても斥けられている。

例えば *Mallatt* 事件<sup>(11)</sup>では、行政機関が親に老齢扶助を支給する以前に、扶養義務を負う可能性のある親族に対して告知する手続を欠く法は、デュー・プロセスの要求に反すると子が主張した。オレゴン州最高裁はこの主張を斥け、「必要とされる告知は、行政が家族に求償する際の前提条件でしかない。求償以前に、責任を負う親族が告知および聴聞の機会を与えられたならば、手続的デュー・プロセス違反とはならない。」と判示し

た。扶養を求められた親族は、老齢扶助の支給決定の前にはなく、求償前の聴聞において、扶助受給者が実際には要扶養状態にはないこと、または自らに扶養能力がないことなどを主張しうることになる。

告知や聴聞の機会以外にも、扶助費を償還した後にリーエンを解除する公務員が特定されていない点を手続の不備として、手続的デュー・プロセス違反が争われた事件もある。先の *Downes* 事件<sup>(12)</sup>では、老齢扶助受給者の娘が、この点からも家族責任法は違憲であると主張してカウンティを訴えた。アリゾナ州最高裁は、「判決が実際に満足されたという事実自体が、それを保障していたリーエンを解除する。」との見解を採用し、訴えを棄却した。

連邦最高裁は、福祉受給権の打ち切り以前に、裁判手続に近い厳格な聴聞が不可欠であると判示した一九七〇年の *Goldberg v. Kelly* 事件<sup>(13)</sup>を機に、手続的デュー・プロセスの要求を認める範囲を拡大した。特権理論に代表される伝統的なデュー・プロセス排斥理論を否定し、福祉や教育などの領域において、手続的デュー・プロセスによる制約の可能性を認めるに至った。しかし、手続的デュー・プロセスの急激な拡張は、様々な問題を提起するようになり、七〇年代の後半以降は、実体的利益を



保護する手段として適正な手続を求めもの、手続的デュー・プロセスを要求する射程を収縮してきている。そして、州の裁判所においても、家族責任法上の諸手続が手続的デュー・プロセスの要求を侵害しているとの主張を認容していない。

例えば一九七四年の *Reed* 事件では、公的扶助給付が提供された時期と家族への求償時との間に時間差が存在する点が争われた。<sup>(14)</sup>ここでは、福祉局が、三年間にわたって母親に支給した公的扶助に要した費用の償還を息子に命じた。そこでこの福祉局の命令を争って、息子がオレゴン州控訴裁判所に上訴した。控訴審は、息子の扶養義務が発生した年と、その義務を根拠に息子が求償された年との間に時間の経過はあったものの、息子には聴聞の機会が与えられたという点を認定した。そして、その聴聞は法定された期間内になされたとして、福祉局の命令は手続的デュー・プロセスの要求に反しないと判示している。

こうして、他の社会立法と同様、家族責任法についても、手続的デュー・プロセスの原則をめぐる紛争に比べて、平等保護原則をめぐる紛争の方が支配的となっている。<sup>(15)</sup>

## (二) 実体的デュー・プロセス

合衆国憲法のデュー・プロセス条項は、一定の実体的権利を

保護する規定としても機能した。そこで家族責任法が、生命、自由および財産といった基本権を実体的に侵害した場合、家族責任法は基本権をデュー・プロセスによらずに制約するものとして違憲となった。合衆国憲法には、財産権を保障した明文規定がないため、財産権の実体的保護が、デュー・プロセス条項によってなされたのである。二〇世紀初めの数一〇年間は、実体的デュー・プロセスの原則が、経済社会立法の違憲判断に大きな役割を果たした。しかしこれは、国家の経済政策と真向から対立するものであった。そこで連邦最高裁は、一九三〇年代後半から立法院の判断を尊重するようになり、その後、社会経済的規制を、実的にデュー・プロセス条項に違反したとして違憲と判断していない。<sup>(16)</sup>

家族責任法は個人の財産権を侵害し、実体的デュー・プロセス違反であるとして争われた事件においても、違憲の訴えは次のように斥けられている。一九六九年の *Adair* 事件では、<sup>(17)</sup>カウンティが母親に給付した老齢保障に要した費用の償還を、家族責任法に基づき息子に請求した。息子は、「家族責任法上の手続は、自らの扶養義務を、すべての収入を基準に計算している。そこで、州の夫婦共有財産法規に基づく既婚女性の既得財産権である、妻の二分の一の権利を侵害する」と主張した。し

かしカリフォルニア州控訴裁判所は、先例および既婚女性の権利について定める関連法令を分析した結果、子の主張を斥け、「妻の収入を除く夫婦共有財産は、夫の債務にあてられる。既婚女性の既得権に関する州法は、これを左右するものではない。」と判示した。老齢保障に要した費用を償還する子の扶養義務の程度を計算するにあたって、夫婦共有財産であるすべての収入を計算に含めたとしても、給付金の償還義務を規定する家族責任法は、既婚女性の既得財産権を侵害しないと判断されたのである。

### 3 その他の憲法問題

連邦議会が専属管轄権または競合管轄権を有する分野における州法の定めは、次の場合、合衆国憲法第六編二項の最高法規条項によって無効となる。第一に、州法が連邦法、連邦規則または条約といった、連邦規定と矛盾している場合。第二に、連邦の法律に州法と明示的に抵触する定めがなくとも、連邦法の制定趣旨から、連邦法が制定されたことによって、その分野の法規制はすべて連邦法が専占 (preempt) すると解される場合

である。また最高法規条項に基づく違憲の訴えを補足するものとして、州の立法、行政および司法といった、同レベルの統治機構間の権限の配分に関しても、権力分立を定める合衆国憲法違反が主張されている。

そこで、州の老齢扶助法に見られる家族責任法が、連邦社会保障法に抵触すると主張された *Douglas* 事件<sup>(18)</sup>では、最高法規条項違反が争われた。アリゾナ州最高裁は、「連邦法は、州のプランがいくつかの最低基準を充たした場合、これを認定しなければならぬと定めている。また、一一州を除いて、すべての州に同様の家族責任法が見られるものの、他の州の家族責任法の中で、連邦法と対立していると思なされたものはない。したがって、州の家族責任法は、合衆国憲法の最高法規条項に抵触しない。」と判示した。

また、オレゴン州の家族責任法は、行政上の聴聞がなされた後に子の財産に対する差押令状を出す権限を、福祉委員会に対して与えている。そこで *Mallory* 事件<sup>(19)</sup>では、こうした家族責任法は、司法権を不当に行政機関に授権するものであり、憲法で定める権力分立に反するとして、最高法規条項違反が争われた。オレゴン州最高裁判所は、「通常裁判所によって行われている機能が行政機関に授権されたという単なる事実によって、法が

権力分立原則に反することになるわけではない。」と述べた。そして、福祉委員会の決定は裁判所へ上訴しうるものであり、さらに行政決定の司法審査は再度の事実審理 (trial de novo) であるという点を強調して、家族責任法を支持した。

この他家族責任法の合憲性をめぐる紛争には、老齢保障手当が違憲である公金の貸与または贈与の側面をもつとして、家族責任法を、全体として違憲である立法政策の一部であると争ったものがある。こうした観点から違憲を主張した子の訴えは、<sup>(20)</sup> La Fuente事件のカリフォルニア州最高裁によって斥けられている。最高裁は、「ニーズのある高齢者を支える場合などのように、公の目的のために金銭が提供されたときは、私人が利益を得たとしても、カウンティが支出した金銭は贈与にはあたらない。」と判示した。

憲法問題を争うこれらの訴訟の他にも、各種の事件において、違憲を訴える主張が斥けられ、家族責任法が支持されている。

ここでは詳しい内容にまでは立ち入らないが、その一つは、家族責任法は、正当な補償なしに私的財産を収用することを禁じている州憲法を侵害するとの主張である。<sup>(21)</sup>二つめは、家族責任法は、貧困者を扶助するために州は適切な支援を行うという、州憲法の要請に反するとの主張である。<sup>(22)</sup>そして三つめは、家族

責任法上の手続は、陪審審理を受ける家族の憲法上の権利を制限しているとの主張である。<sup>(23)</sup>

#### 第四章第一節註

(1) *Swapp v. Superior Court of Sacramento County*, 10 Cal.3d 490, 111 Cal. Rptr. 136, 516 P.2d 840 (1973).

(2) E.g., *ブランド*: *Atkins v. Curtis*, 66 So. 2d 455 (1953)(同州在住の親族のみ適用される法の不平等) / *フランコ*: *Maricopa County v. Douglas*, 69 Ariz. 35, 208 P.2d 646 (1949)(二重課税・他の制度への不整合) / *カリフォルニア*: *County of Alameda v. Aberle* 73 Cal. Rptr. 926 (1969) (平等保護一般) / *County of Los Angeles v. Kasparian*, 336 P. 2d 34 (1959)(認定の平等性) / *County of San Bernardino v. Simmons*, 46 Cal. 2d 394, 296 P. 2d 329 (1956) (平等保護一般) / *Kelley v. State Board of Social Welfare*, 82 Cal. App. 2d 627, 186 P. 2d 429 (1974) (平等保護一般) / *Los Angeles County v. Hurbut*, 111 P. 2d 963 (1941) (他の制度への不整合・認定の平等性) / *State Commission in Lunacy v. Eldridge*, 7 Cal. App. 298, 94 P. 597 (1908)(二重課税) / *ロモンゴ*特別区: *Groover v. Essex*

- County Welfare Board, 264 A.2d 143 (1970) (扶養義務者(抽出)ノキナカニ: Elizabeth Page v. Welfare Commissioner, 170 Conn.238, 365 A.2d 1118(1976) (制度内の不平等)ノキナカニ: Kerr v. State Public Welfare Commission, 3 Or. App. 27, 470 P.2d 167 (1970); cert. denied, 402 U. S. 950 (平等保護一般)ノキナカニ: Mallatt v. Luhn, 206 Or. 678, 294 P. 2d 871(1956) (認定(の平等性)ノキナカニ: Application of Peterson, 74 N.W.2d 148 (1956)(平等保護一般)。
- 以下、平等保護をめぐる憲法問題については、戸松秀典『平等原則と司法審査』(有斐閣、一九九〇年)、米沢広一「福祉受給権をめぐる憲法問題―アメリカにおける特権崩壊後の判例理論の検討―(一)〃(二)」民商法雑誌七八巻六号(一九七八年)八〇〇頁以下〃七九巻一号(一九七八年)六六頁以下を参照している。
- (3) Eldridge, 94 P. at 599-600.
- (4) Douglas, 208 P.2d at 649. 本件では、上位裁判所においては、被告である娘およびその夫が勝訴した。そこで、カウンティの社会保障および福祉委員会が上訴したところ、アリゾナ州最高裁が原審判決を破棄し、原告であるカウンティの判断にそった判決がなされるようにとの指示付で事案が差戻された。
- (5) Id. at 649.
- (9) Page, 365 A.2d at 1124-25.
- (7) Hurlbut, 111 P.2d at 965-66.
- (8) Mallatt, 294 P.2d at 882-83.
- (6) Kasparian, 336 P.2d at 37-38.
- (10) 以下、デュー・プロセスをめぐる憲法問題については、本多滝夫「アメリカにおける行政手続の展開―一九七〇年代および一九八〇年代前半における手続的デュー・プロセスの法理―(一)〃(二)」名古屋大学法政論集一七八号(一九八九年)一頁以下〃二九号(一九九〇年)一六九頁以下、松井茂記「非刑事手続領域に於ける手続的デュー・プロセス理論の展開(二)〃(五)」法學論叢一〇六巻四号(一九七九年)二一頁以下〃一〇六巻六号(一九七九年)四四頁以下〃一〇七巻一号(一九八〇年)七二頁以下〃一〇七巻四号(一九八〇年)六二頁以下〃一〇七巻六号(一九八〇年)二〇頁以下、米沢広一「福祉受給権をめぐる憲法問題(三)―アメリカにおける特権崩壊後の判例理論の検討―」民商法雑誌七九巻二号(一九七八年)二四三頁以下参照。
- (11) Mallatt, 294 P.2d at 878-79. 本件では、「老齡交付金の償還をその受給者の子に求める方法として、カウンティの福祉委員会に二つの選択肢を与えている法は不明確であり、デュー・プロセスに反する」と述べた子の主張も、斥けられている。Id. at 880.

- (12) Douglas, 208 P.2d at 648-49.
- (13) Goldberger v. Kelly, 397 U.S. 254 (1970). 本多・前掲論文(一)(註10)二一三頁、一四一三七頁、松井・前掲論文(三)／(四)／(五)(註10)八八一〇頁／七九一九二頁／二一四二頁、米沢・前掲論文註10)二四四—二六三頁参照。
- (14) Reed v. Public Welfare Division, 19 Or.App. 927, 529 P.2d 941, 942 (1974).
- (15) 戸松・前掲書(註2)一六六一—七〇頁。
- (16) 同書一六七頁。
- (17) Aberle, 73 Cal.Rptr. at 927.
- (18) Douglas, 208 P.2d at 649-50.
- (19) Mallatt, 294 P.2d at 880-81.
- (20) County of Los Angeles v. La Fuente, 20 Cal.2d 870, 129 P.2d 378, 382 (1942). 戸他<sup>21)</sup> Atkins, 66 So.2d at 460参照。
- (21) Dept. of Mental Hygiene v. McGilvrey, 329 P.2d 689, 699 (1958; カリフォルニア州最高裁判所) / Eldridge, 94 P. at 599 (カリフォルニア州控訴裁判所)。
- (22) Atkins, 66 So.2d at 458. アラバマ州最高裁判所は、州憲法が貧困者を扶助するよう公に対して要求していたとしても、貧困者の範囲を法定することはでき、特定の親族が存在する者は、貧困者ではないと定めることも可

能だと判示している。

- (23) Mallatt, 294 P.2d at 879. 家族責任法は、陪審に付す必要のある問題について定めるものではないと、オレゴン州最高裁が判示した。

## 第二節 老親扶養義務と平等保護

カリフォルニア州の家族責任法は、老齡保障<sup>(24)</sup>に基づく手当の受給者の家族に対して、手当に要した費用を求償しうるカウンティの権限を定めていた。Swoad事件では、この家族責任法が平等保護条項に反するとして争われ、カリフォルニア州最高裁が、家族責任法を合憲と判断した。このSwoad判決は、子に対して特別の義務(老親扶養義務)を課す家族責任法の合憲性について、正面から具体的な判断を行った点で、貴重な判決である。またSwoad判決は、カリフォルニア州を越えて、他の多くの州にも先例として影響を及ぼしている。一九九四年にサウスダコタ州最高裁が、同州の家族責任法を合憲と判示したAmericana判決においても、Swoad判決の論旨が踏襲され<sup>(25)</sup>た。しかし他方で、Swoad判決の論旨を批判する学説も多い。

すなわち Swoap 判決は、家族責任法一般、さらにはアメリカにおける家族扶養に関して考察するにあたって、欠くことのできない最重要判決である。

そこで以下では、まず 1 において、Swoap 判決以前の裁判例であり、Swoap 判決が採用することとなる平等保護の審査基準を構築したものを検討し、<sup>(26)</sup> 2 において、これらの裁判における議論を総括した Swoap 判決を詳しく紹介する。これにより、アメリカにおいて、子に老親扶養義務を課す法を肯定する理由付けとして、裁判所が構築した法理を明らかにする。そして 3 において、Swoap 判決が、老親扶養義務を課す家族責任法は平等保護に反しないと判示するにあたって依拠した論旨を検証することにする。

### 1 Swoap 判決以前の平等保護審査

#### (一) 恣意的な負担の回避

家族責任法の合憲性判断において、その後の判決が依拠することとなる平等保護の審査基準を提示した初期の重要判例としては、一九六四年の Kirchner 判決が挙げられる。<sup>(27)</sup> この

Kirchner 事件の判断は、Hawley 事件の判断を拡張したものである。そこで Hawley 事件の概略をまず記すと、ここでは精神病院が、殺人罪で告発された子の病院でのケアに要した費用を父親に求償した。カリフォルニア州最高裁は、「収容されていなければ自己または他者を危険にさらす者を、適切な州の施設に隔離し治療することを目的とした法の制定および執行は、州固有の役割である。したがって、当該施設を供給、運営、および維持するための費用は、州によって負担されるべきである。」と判示し、<sup>(28)</sup> 病院の請求を斥けた。

Hawley 事件では、刑事上の理由から精神病院に収容された子に対する親の扶養義務が否定された。Kirchner 事件は、この判断を、行政上の理由から精神病院に収容された親に対する成年子の扶養義務を争った事件に拡張したものである。カリフォルニア州最高裁は、「収容が、Hawley 事件に見られる刑法典の侵害に起因していようと、本件のように本質的に行政的収監であろうと、両事件における監禁、治療またはケアの目的は、被収容者からの社会の防衛、ならびにその者自身の保護および国家の生産的な一員への更生を包含するものである。」との理由から、州の精神病院に収容されている親を扶養する義務を成年子に課す家族責任法は、平等保護条項を侵害すると判示した。<sup>(29)(30)</sup>

そしてこうした判断を行うにあたって、次のような平等保護の審査基準を提示した。「州施設の維持費は、収容者への適切なケアに要する費用を含めて、社会の一部に『恣意的 (arbitrary)』に負わせてはならない。そのような負担の賦課は、平等保護条項を侵害する。」Kirchner事件の判旨の意味および射程は、その後様々な裁判において争われることになる。

## (二) 先存する扶養義務の必要性

Kirchner判決に関する明確な解釈を提示した Dudley判決では、カリフォルニア州控訴裁判所が、「Kirchner判決は、償還を求めうる対象の範囲を、施設の収容者本人またはその財産に厳格に制限したわけではない。入院費用を『恣意的』に一つのクラス（共通点をもつ一定範囲の人びと）に負わせることはできない、と述べているのみである。」と判示した。<sup>(31)</sup>そして、「恣意的」な負担の意味について、「そもそも (otherwise) 扶養義務を負っていた家族に対して、州がケアに要した費用を償したとしても、『恣意的』にはならない。」と判示した。

Dudley事件のこの判断は、その後の判決においても踏襲されている。<sup>(32)</sup>そして、子に対する親の扶養義務が問題となった Ricks事件<sup>(33)</sup>では、「社会福祉制度法典九〇三・一条は、合理的

かつ必要な扶養を子に対して行う親の『先存する (preexisting) 義務』を宣言したものであり、そのような義務を親に課すことは『恣意的』にはならない」と判示された。

カリフォルニア州最高裁は、その後 Boss事件において、Kirchner判決の解釈をめぐって同判決以降の七年間に積み重ねられたこれらの判断を総括した。そして、家族責任法（社会福祉制度法典一二一〇条および一二一〇一条）の合憲性は、Kirchner事件において同裁判所が判示した原則に照らして決せられるべきであるとの見解を述べた。<sup>(34)</sup>加えて「Kirchner判決は、家族責任法に基づく公的機関の償還請求が、すべての局面において法の平等保護に反すると判示しているわけではない。先存する扶養義務は、社会保障制度の費用について、他と異なる割合を負担しなければならない者を区分する合理的基準となる。」と判示している。

これらの判決を経て、家族に扶養義務を課す家族責任法の合理性を検討し、その合憲性を判断する基準が確立したのである。すなわち、高齢者ケアに対する公的支出の負担を「恣意的」に一個人に賦課してはならない。しかし親族が、「そもそも法的義務を負う」場合、または公的給付の受給者に対する「先存する扶養義務」を負う場合には、当該親族に対するカウンティの

求償は合理的となる。以下では、こうした平等保護の審査基準に則り、子の老親扶養義務について判断した *Sword* 判決を紹介する。

## 2 *Sword* 判決

### (一) 事実

老齢保障法は、高齢である要扶養者に老齢保障手当を支給することを定めており、手当受給者の成年子は、親族の拠出基準表に基づき<sup>(35)</sup>、受給者を扶養するために一定額を拠出するように求められていた。州社会福祉部長官を筆頭とする州の職員 *Y* は、社会福祉制度法典一〇一〇条および一〇一〇一条(老齢保障法)に従い、老齢保障手当に支弁した費用の一部を、手当の受給者である未亡人  $X_1$ 、 $X_2$  の各々の成年子に求償した。これに対して、 $X_1$ 、 $X_2$ 、および各々の息子  $X_3$ 、 $X_4$  が、*Y* の請求を差止める命令を求めてクラス・アクションを提起した。

六〇歳の  $X_3$  は、「夫婦合わせた収入が月額六五六・二五ドルであり、差し迫った自己の退職に備えた貯蓄も行っている。カウンティ福祉部の命令に従い、月七〇ドルを八八歳の母  $X_1$  を扶

養するために支払うならば、同時に自らの家族を扶養することはできない。」と主張した。 $X_4$  は、「自身の子の扶養料一八〇ドル、および家賃一四五ドルを含む家族の生活費を月々支出した後には、七八歳の母  $X_2$  を扶養するために、カウンティ福祉部が支払いを求める七五ドルは残らない。」と主張した。

一九七一年一月四日、サクラメント・カウンティ上位裁判所は、社会福祉制度法典一〇一〇条および一〇一〇一条、ならびに民法典二〇六条を、原告および原告と同様の状況下にいるクラスの人達に対して *Y* が適用することを禁ずる、州全域にわたる一方的緊急差止命令を発した。そこで *Y* は、一方的緊急差止命令の施行を停止する禁止令状の発行を、カリフォルニア州最高裁に求めた。*Y* は、本件で争われている各条項は有効であり、これらの条文を *Y* が適用することを禁ずる権限を裁判所はもたないと抗弁した。<sup>(36)</sup>

### (二) 先例において残された課題

老齢保障手当の受給者の成年子に親を扶養する義務を課した家族責任法の合憲性は、前述した *Boss* 事件のカリフォルニア州最高裁においても争われている。そこで *Sword* 判決は、*Boss* 判決、さらには *Boss* 判決がその判断のより所とした、



Kirchner判決以来の一連の裁判例における平等保護に関する判断基準（親族が「そもそも法的義務を負う」場合、または公的給付の受給者に対する「先存する扶養義務」を負う場合には、当該親族に対するカウンティの求償は合憲となる。）を踏襲し<sup>(37)</sup>。そして Swaop判決は、「親に対する扶養義務という、他の者は負わない特別の義務を子に課すことは平等保護に反しないか。」「子は老親を扶養する先存義務を負っているか。」という、Boss判決では検討されずに残された根源的課題について考察するものとなった。

Boss事件は、次のような事案であったために、この点について判断されなかった。ここでは、老齢保障手当受給者の成年子による違憲の訴えに対して、カウンティが「(1) 成年子Bossは、民法典二〇六条に基づき母親を扶養する「先存する義務」を負っており、(2) この義務は、家族に扶養義務を課す二二〇〇条および二二一〇一条を合憲と判断する上での合理的な根拠 (rational basis) を与えている。」と抗弁した。しかしカリフォルニア州最高裁は(2)の主張には答えず、<sup>(38)</sup>「本件の母親は『困窮(in need)』しており老齢保障手当を受給しうるが、民法典二〇六条の規定する『貧しい者(poor)』ではない。<sup>(39)</sup>したがって成年子は、二〇六条に基づく母親を扶養

する義務を負っていない。」と判断した。そして最高裁は、子は母親に対して「先存する扶養義務」を何ら負っていないことから、「困窮した高齢者への手当に要した費用を息子に請求する合理的な根拠はない。家族責任法は、息子に適用された点で、法の平等な保護を侵害するものである。」と判示したのである。<sup>(40)</sup>

カリフォルニア州最高裁は Swaop判決で、立法者は、明らかに Boss判決に應える形で、一九七一年福祉改革法の一環として民法典二〇六条を修正し、困窮した他の家族構成員、すなわち老齢保障手当の受給者を扶養する義務を、家族に課したのだと述べている。そして「この修正により、老齢保障手当受給者のすべての成年子は、民法典二〇六条に基づく扶養義務を負うことになる。」と判示した。<sup>(41)</sup>

### (三) 争点

以上の先例との関係から Swaop事件では、Boss事件では判断がし残された前記(2)の点、すなわち、「修正された民法典二〇六条に基づく親を扶養する子の義務は、社会福祉制度法典二二〇〇条および二二一〇一条に基づき親を扶養する義務を子に課す上での合理的根拠となるか。そして、家族責任法は平等保護に反するとの主張を斥けうるか。」という問題が争点

となった。<sup>(42)</sup>

原告は第一に、二〇六条は Boss 事件で述べられた「先存する扶養義務」を規定するものではないと主張した。<sup>(43)</sup> すなわち、「先存する扶養義務は、社会福祉制度法典の制定以前から存在している必要があるものの、一九七一年修正の民法典に基づく義務は、一九三七年に制定された社会福祉制度法典の以前から存在する義務とは言えない。さらに『先存』する扶養義務とは、独立した別個の義務を指すのであり、福祉改革法の重要部分として修正された民法典二〇六条によって課された義務は、先存しているとはいえない」などと主張した。

第二に原告は、「仮に成年子が、親を扶養する義務をそもそも負っていたとしても、当該成年子のクラスに、民法典に基づく基礎的な扶養義務と、社会福祉制度法典に基づくカウンティへの償還義務との双方を負わせた場合、結局『恣意的』に負担を課すことになる。よって法の平等保護を侵害するものである」と主張した。そして原告は、本件の三条項が平等保護に反するか否かを判断するに当たっては、Serrano 事件<sup>(44)</sup>でカリフォルニア州最高裁が提示した、厳格な審査基準 (strict scrutiny) を採用しなければならずと主張した。その理由として、「これらの条項は『根源的利益(根源的権利/Fundamental interest)』

または、次の二つの別個の観点から、違憲の疑いの強い分類(疑わしい区分/suspect classification)を構成する。それらは、(1) 財産を基準とした人の差別、(2) 尊属 ancestry・祖先・家系)を理由とした人の差別である。」と主張した。こうして原告の主張に基づき、老齢保障手当受給者の成年子に対して州が求償することの合憲性について本件で争われた内容を整理すると、次の二点となる。

A. 修正された民法典二〇六条は、困窮した親を扶養する子の一般的な義務を規定しているか。この義務は、先存する義務として、高齢親に支給された手当の州への償還を家族責任法によって求められる者、すなわち、福祉関係費を他より多く支払うよう強制される者を区分する、合理的根拠となるか。<sup>(45)</sup>

B. 本件で問題となっている各条項は、厳格な審査を必要とする、違憲の疑いの強い分類について規定しているか。<sup>(46)</sup>  
 もし、本件で問題の各条項が違憲の疑いの強い分類について規定している場合、きわめて強い公の利益が存在しない限り、これらの条項は恣意的に特定の個人に負担を課したことになり、平等保護違反として違憲と判断されることになる。

## (四) 判旨

カリフォルニア州最高裁は、成年子は親を扶養する義務をそもそも負い、加えて本件の各条項は違憲の疑いの強い分類について規定していないため、これらの条文は恣意的に子に負担を課すものではないとして、違憲の主張を斥けている。以下では、この結論に至った判旨の理由づけを、争点別に紹介する。

## (1) 争点A —— 先存義務の存在 ——

## (イ) 社会福祉制度法典と民法典の関係

原告は、二〇六条が規定する扶養義務は先存していないと主張する理由として、まず、民法典の修正は、時間的に社会福祉制度法典の制定の後になされた点を指摘した。そこで最高裁は、「ここでは『先存』または『先存義務』という言葉の定義、すなわち辞書上の意味を一般的に探る必要はなく、より広範囲の問題(争点A)を解決することにより、原告の主張に十分対処しうるであろう。」と判示した。<sup>(48)</sup>

そして、民法典二〇六条は社会福祉制度法典から「独立」しておらず、先存する義務を規定していないとの原告の主張に關しては、次のように斥けた。まず、両者の関係について、親族がカウンティに対して負う義務の範囲は、社会福祉制度法典に

よって確定されると判断したこれまでの裁判例を確認した。<sup>(49)</sup>そして「個々の事案において親族に扶養義務を課す社会福祉制度法典二一〇〇条および二二〇一条は、民法典から完全に独立している。加えて、民法典二〇六条に基づいて親が子に対して持ついかなる一般的な権利も、カウンティによって代位されえない。そこで、カウンティが償還を求めうる権利は、社会福祉制度法典の関連条項のみによって創設されている。」と判示した。<sup>(50)</sup>

## (ロ) 扶養義務の歴史的形成

(イ)の検討から判旨は、本件では結局、「一般的に成年子は、困窮した、または負しい親を扶養する義務を『そもそも』負っているか。そしてその義務は、家族責任法(二二〇〇条および二二〇一条)は差別的で容認できないとする主張を斥ける合理的根拠となるか。」という点を中心に検討しなければならぬ」として、次のような考察を行い、肯定的判断を下している。<sup>(51)</sup>

「明らかに子は、貧しい親を扶養する義務を、非常に長い年月にわたって一般的に負っていた。Kirchner事件および Boss 事件において判示されたように、確かにコモン・ロー上は、か

ような義務は存在しなかった。しかしながらこの義務は、社会に深く根付いたものであり、尊重すべき起源を持っている。その起源は、エリザベス救貧法の重要部分として子の扶養義務が出現した一六〇一年まで、約四世紀も遡ることができる。(エリザベス救貧法によって課された)親族の義務は、公の責任を免じ、貧しい者を救済するための公の支出を最小限にするために創設されたのだと、Jan Brody教授は明確に論証している。<sup>(53)</sup>

一八七二年のカリフォルニア州において、エリザベス救貧法と酷似した表現で、民法典二〇六条として成文化されたこの義務は、最近の一九七一年修正に至るまで、変わらぬ形で存在した。<sup>(54)</sup> こうした民法典二〇六条の目的は、エリザベス救貧法の根底にあった目的と同一である。すなわち二〇六条の主目的は、扶養可能な子をもつ者を支援する負担から、公を解放することであろう。<sup>(55)</sup>

一九三〇年に、現在の老齡扶助プログラムを開始することにより、<sup>(56)</sup>州は困窮した高齢者の扶養を引き受けるようになった。しかし老親扶養義務を負い、かつ扶養可能な子をもつ高齡親は、明確にその制度から除外された。<sup>(57)</sup>立法者は明らかに、民法典二〇六条という既存の条項によって、子をもつ高齢者は十分保護されていると判断したのである。一九三七年、立法者は制定法

上の仕組みをわずかに修正した。子を含む責任親族から実際に扶養を受けている高齢者のみを、手当の受給資格なした。<sup>(58)</sup>扶養可能な親族をもちながらも扶養を受けていない高齢者は、条件なしに手当を受給する権利を得たのである。しかし同時に、手当を支給するカウンティは、手当を受給している者を『金銭的に扶養しうる配偶者または子』から、『それらの親族が支払い可能な範囲で』償還を受けることを認められた。<sup>(59)</sup>この制定法上の仕組みは、実質的に同じ形態で、今日まで続いている。

したがって、計り知れない社会的慣習の歴史に言及するまでもなく、長い法の伝統において、困窮した親を扶養する負担を担うために成年子が抽出されたことは明白である。この義務は、高齢者に対する州の扶助から生じるいかなる義務よりも以前に、そしてそれとは独立して存在していた。成年子に義務を課すその後の規定は、『そもそも』親を扶養する法的義務を負う親族を、単に特定しているだけである。立法者が一九七一年に『貧しい者』という基準を『困窮する者』に修正したという事実は、この結論に影響を与えず、これを変えるものでは決してない。』

(2) 争点B — 厳格な審査 —

原告は、成年子が親を扶養する義務をそもそも負っていたと

しても、根源的利益または違憲の疑いの強い分類について規定する家族責任法は、恣意的に扶養義務を成年子に賦課するものであり、法の平等保護を侵害すると主張した。そこで最高裁は、まず本件各条項が違憲の疑いの強い分類について規定しているか否かを検討し、それを否定した後に、合理性審査によって、本件の合憲性を判断した。<sup>(60)</sup>

(イ) 財産による差別

最高裁は財産による差別について、「財産を基準に人の間に線が引かれた場合、慎重な検討が特に保障されていることに争いはない。しかし本件各条項は、財産を基準として線を引くものではない。本件で問題となっている各条項は、困窮した親の成年子全員に適用される。すなわち本件各条項は、それらの子の間で何ら区別を行わず、『その能力の範囲』で親と子は扶養義務を負担すべきことを規定しているのみである。本件各条項は、裕福な子と貧しい子いずれにも、特別な待遇をしていない。」と判示した。

しかるに原告は、困窮した親の成年子のみがその親を扶養するよう求められるため、これらの条項は成年子の間で、その親の財産を基準に差別を行っている」と訴えた。しかし裁判所は、

この議論は表面的な詭弁であると述べている。「州が関心を持ち義務を負う対象は、そもそも困窮した親のみである。Ross 事件で述べたように、親族に義務を課す民法典二〇六条および社会福祉制度法典の各条項は、エリザベス救貧法から発展している。そして、公が貧困者を扶養する義務を引き受けて以来、これらの条項は、公的負担の一部を軽減するために発展した。すなわち困窮者に対する公的扶助費を求償しようとする州の関心は、困窮者が関係するときのみ生じるのである。そこで、唯一困窮者に、焦点を当てることになるのである。とはいえ州は、同時にこれらの人々に利益をも与えている。そして原告は、州が困窮した人々のみに利益を与えている点については、何ら異議を唱えていない。

したがって、州が相関関係のある義務を困窮した親の成年子に課している限り、州はこれらの子を、財産を基準に差別することにはならない。州は、負担を担う子を親の財産に基づいて選択しているのではなく、親子 (Parentage) であることを理由に選択しているといえる。こうして本件各条項は、財産を基準に差別していないことから、違憲の疑いの強い分類にはあたらない。<sup>(61)</sup>」

(ロ) 尊属による差別

原告は、厳格な審査の適用を要する違憲の疑いの強い分類に、尊属はあたると力説する。この点について裁判所は次のように判示している。「原告が参照を求めた Hirabayashi 事件および Oyama 事件<sup>(62)</sup>では、尊属による差別は、一般的な意味での親子であることによる差別ではなく、結局人種の差別を意味している。さらにもし血統という一般的な事実に基づく分類が、人種の分類と同様に違憲の疑いの強い分類であるとしたならば、例えば相統法のような確立された法の領域は、削除されなければならぬことになる。」<sup>(63)</sup>こうして最高裁は、尊属を、違憲の疑いの強い分類にあたらないものと判断した。

(3) 本件へのあてはめ

(イ) 合理性の判断

「これらの条項が規定する区分は根源的利益に触れず、違憲の疑いの強い分類ともならないことから、その合憲性は、合理性審査によって決せられることになる。すなわち、法によって規定された区分は、州の立法目的が正当である限り、その目的と合理的な関係があるかといった点のみが問われることになる。

この点を本件について見ると、前述したように、家族責任法

の目的は、『公が引き受けた貧困者を扶養する義務によって、公に課された負担の一部について、公の支出を軽減することにあり』と、当裁判所は Bossett 事件において確認した。これが正当な立法目的であることに問題はない。したがって、成年子に扶養の負担を課すことが、公費削減という州の目的達成と、合理的な関係にあるかという点が唯一の問題として残る。そして次の理由から、成年子に扶養義務を課す法が合理的であることは、極めて明らかであると思われる。

現在困窮している親は、その子を青少年時代に扶養しケアしてきた。したがってかような子は、可能な限りで、その返礼として親を扶養すべきである。これらの子は、『困窮した親』というクラスから特別の利益を得たのであるから、子がそのクラスについて特別の負担を負うことは合理的であると言えよう。」<sup>(64)</sup>

この点原告は、扶養義務の賦課が合理的であり得るためには、扶養義務が、婚姻または子に対する親の関係などのように、任意に形成された関係から生じなければならないと主張した。なぜならば、夫、妻または親などになる者は、付随する義務を知ってその関係を結び、扶養義務を任意に承諾している。これに対して子は、任意に親との関係を締結したわけではないからである。そこで、かような関係に基づいた、子に対する義務の強制

は恣意的であると原告は主張した。

しかし裁判所は、この主張も斥けている。「一般的に子が、親との関係形成を選択しえないからといって、その事実が直ちに、区分を恣意的なものとするわけではない。先に説明したように、親と一定の関係にある子に特別の利益が存在している点は、親を扶養する義務を子に課す適切な論拠となる。要するに、民法典二〇六条または一二一〇条および一二一〇一条によって義務が課される者の区分には、何らの恣意性も見受けられない。」<sup>(65)</sup>

#### (ロ) 結論

「親の扶養に拠出することを成年子に請求する、老齢保障法の条項（一二一〇条および一二一〇一条）は、貧しいまたは困窮した高齢者に対する公的扶助の経費を、社会の一部に恣意的に課すものではない。このような区分の合理的根拠は、民法典二〇六条に見出され、さらにこれにより提供されている。そして二〇六条自体は、アングロ・アメリカンの法的伝統に堅実に根差したものである。したがって、老齢保障法によって責任ある親族に課された義務は、当該親族に対する法の平等な保護を否定するものではない。よってこれらの条項は、合憲の審査を通

過したのであり、実施しうるものである。」<sup>(66)(67)</sup>

### 3 先存義務と相互依存

Swamp事件におけるカリフォルニア州最高裁の判断について、学説からは批判の声が高い<sup>(68)</sup>。その影響もあり、Swamp判決において合憲と判断されたカリフォルニア州の家族責任法は、その後改正され、親の社会保障関係費を償還するという形で子に課されていた老親扶養義務は削除された。そこでカリフォルニア州においては、法改正という形で、子の老親扶養義務を肯定したSwamp判決に対する批判が、一応斟酌されたことになる。しかし、こうした批判を受けていながらも、Swamp判決の論旨は、一九九四年にサウスダコタ州最高裁によって引用されるなど、依然として、家族責任法を維持する他州の判決に、その後も強い影響を及ぼしている。さらに、このSwamp判決の論旨は、子の老親扶養義務を肯定する学説の有力な根拠づけともなっている。ところが、学説によるSwamp判決の引用には、Swamp判決の正確な理解の上になされているかは疑わしいものがある。また、家族責任法が裁判上合憲と判断されたと

いう点のみが、取り上げられることもある。とはいえ、子に老親扶養義務を課す家族責任法の合憲性について、Swoap判決に代わる理論的検討を行った判決は未だ下されていない。こうして、Swoap判決は、子の老親扶養義務を考察するにあたって未だ最重要判決なのであり、Swoap判決の論旨に対する評価を明らかにしておく必要がある。さらに、社会保障と家族の扶養義務との関係を考察するにあたっては、Swoap判決の論旨およびそれに対する批判に見られる理論的検討を見逃すことはできない。

Swoap判決は、平等保護条項違反を判断するにあたって、「厳格な審査基準」の適用を要する「根源的利益」または「違憲の疑いの強い分類」について家族責任法が定めていると主張する原告の訴えを斥けた。そして、合理性の審査を行い、困窮した親を扶養する義務を子が以前から負う点（先存義務）、および子が未成年期に親から特別の利益を得た点（相互依存）を根拠に、公費削減を目的に行う家族への求償には合理性があると判示した。そこで以下では、Swoap判決における二名の裁判官の反対意見および学説の批判を参照しながら、最高裁の行った平等保護審査について順次検証する。

#### (一) 厳格な審査

Swoap判決が、厳格な審査を要求した原告の主張を斥けた点については、その判断を妥当とする見解が多い。とはいえ、いくつか疑問も提起されている。

(1) 財産による差別 —— 違憲の疑いの強い分類 ——  
カリフォルニア州最高裁は、本件家族責任法は、困窮した親の成年子全員に適用されるものであり、裕福な子と貧しい子とを財産により差別しているわけではないと判示した。これに対して、反対意見およびいくつかの学説は、困窮親の子はたいがい貧しく、子に老親扶養義務を課した場合、実務上は、困窮者の家族を差別する結果を生むと主張した<sup>21)</sup>。成年子が自らの家族を維持し、生活の向上を計ろうとしている時に、老親扶養義務を課した場合の負担は加重であると説明されている。この主張を裏付ける実質的な証拠が提示されなかった本件では、この点について、特に踏み込んだ判断は下されていない。すると、親の困窮と子の困窮との間の因果関係が立証されたならば、家族責任法は財産による差別を行うものであると認定される可能性は残ることになる。



## (2) 根源的利益

原告は、家族責任法は子の根源的利益を侵害するために、厳格な審査を要すると主張したが、本件裁判所は、この点については簡単に考察したのみであった。原告の第一の主張は、家族責任法は、州による子の家計調査を要件としている点で、子のプライバシーという根源的利益を侵害するというものであった。裁判所はこの主張を、判決の註において「議論の価値なし」と斥けたが、プライバシーを根源的利益と承認した連邦最高裁の判決があることからも、問題となりかねない。<sup>(73)</sup>

原告の第二の主張は、公的扶助の受給は根源的権利であり、扶助の支給を左右する家族責任法は、老齡扶助受給者の根源的利益を侵害するということであった。本件裁判所は、公的扶助の受給が根源的権利であるか否かについては判断していない。そこで、家族責任法が根源的利益にかかわるとする主張は、家族責任法を争う新たな訴えの論拠となると主張されている。<sup>(74)</sup> 確かに、福祉受給権に高い憲法上の保護を与えた判決もある。また、福祉受給権は根源的権利か否かという平等保護の二層分析に代えて、福祉受給権の合憲性判断にあたっては、いくつかの要素を特に衡量することにより、より厳格な司法審査を採用すべきとの見解もある。すなわち、厳格な審査とは異なるが、単

なる合理性の審査よりも慎重な基準である、厳格な合理性の基準を適用すべきであると主張されている。<sup>(75)</sup> しかし一般的に先例は、福祉受給権を根源的権利とはみなしておらず、福祉受給権の合憲性審査において、裁判所が厳格な審査を適用する可能性は少ないであろう。<sup>(76)</sup>

## (二) 合理性審査

## (1) 先例との関係

一九六〇年代までの連邦最高裁は、平等保護の審査について、厳格な審査か議会尊重的な合理性の審査のいずれかによるという二層分析を行っていた。そして一般的な傾向としては、厳格な審査が適用された場合は違憲と判断され、合理性の審査が適用された場合は合憲と判断されていた。しかしその後、審査基準によって結論が定まっていたことに対する批判から、極端な二層分析ではなく、より柔軟な分析が行われるようになり、中間的審査も展開されていった。中間的審査では、違憲の疑いの強い分類、ないしは根源的利益ではなくとも重大な利益が問題となった場合、区分が重要な立法目的と実質的に関連しているかが判断された。そして州最高裁も、こうした、より厳格な合理性審査を取り入れていった。<sup>(77)</sup>

Swoap 判決の先例である Kirchner 判決は、「社会保障給付に要した費用を、社会の一部に恣意的に課してはならない。精神病院への収容の目的は、被収容者からの社会の防衛、ならびにその者自身の保護および…である。」と理由付け、被収容者を扶養する義務を成年子に課す家族責任法は、平等保護条項を侵害すると判示した。<sup>(78)</sup>ここで提示された審査基準は、伝統的な合理性審査とは異なると言われている。<sup>(79)</sup>なぜならば、Kirchner 事件でカリフォルニア州最高裁は、家族という関係が、家族責任法を支持する合理的な根拠を構築しているとの主張を斥け、精神病院への収容の目的と家族責任法による区分の関連性を実質的に判断し、家族責任法による区分は恣意的なために違憲であると判示したからである。また同裁判所は、家族責任法を合憲と判断する場合の合理的な根拠となりうる旨指摘されている、各種の理由付けにも言及しなかった。そこで Kirchner 判決は、伝統的な合理性審査よりも厳しい審査基準を適用したといわれている。<sup>(80)</sup>

Kirchner 判決に続くその後の判決では、「親族が扶助受給者を扶養する義務をそもそも負っていた場合」、家族責任法は恣意的とならず合憲であると判示された。州が個人に利益を与えた場合、州による求償は正当化される。すると、社会保障制

度が親族の先存義務を肩代わりした場合、親族に対する求償と家族責任法による区分には、実質的な関連性が存在することになる。先存義務の存在は、家族責任法を合憲と判断する合理的根拠となりうるわけである。さらに Swoap 判決の反対意見は、先存義務の有無を審査基準とするならば、通常は税制が支える州の社会保障経費を、多数者が力のない少数者に恣意的に転課することを排除し、多数者の力の濫用を防ぎうるとも指摘している。こうしてこの審査基準は、伝統的な合理性審査よりも、厳しい基準となっている。

このように、Swoap 判決以前の裁判例では、先存義務を要求するという形で、区分が重要な立法目的と実質的に関連しているか否かを判断する、中間的な審査基準が適用された。これに対して Swoap 判決は、次に検討する批判にあるように、先存義務を厳格に判断せず、結局は緩やかな合理性審査による判断に後戻りしたものと主張されている。そこで Swoap 判決は、先例を覆すものだと指摘されている。さらに、Swoap 判決の論旨は、家族に扶養義務を課す際の、立法権の濫用を制限しえない判断基準を採用していると批判されている。<sup>(81)</sup>

## (2) 先存義務

Swapp判決は、修正二〇六条と扶養義務の歴史に、成年子の先存義務を見いだし、家族責任法によって福祉関係費を他より多く支払うよう強制される者として、成年子を区分したことは合理的であると判示した。

## (イ) 修正民法典二〇六条

民法典二〇六条は、前述したとおり Bos判決を受けて修正され、要扶養者が「貧しい者」から「困窮する者」に変更された。そして Swapp判決は、この修正が社会福祉制度法典の制定以後になされたものであっても、子は依然として二〇六条に基づく先存義務を負うため、社会福祉制度法典が定める老親扶養義務の賦課は合理的であると判示した。しかし、修正された二〇六条も先存義務を課すものだと認定することは、多数者の力の濫用を容認することになるとして、学説および Swapp判決の反対意見はこの判断を強く批判している。修正によって賦課された義務も先存するとするならば、議決という形で、多数者の力によって、恣意的に社会保障関係費を一部の者に転課しうることになるからである。そして先存義務の存在を要求する平等保護の審査基準の目的が、こうした多数者による力の濫用

を防ぐことにあるならば、修正された二〇六条に、先存義務を見いだすことはできないと主張されている。「困窮する者」には、例えば所持する不動産を換価できずに困窮している者も含まれるのであり、「貧しい者」と「困窮する者」とでは、要扶養者の範囲は異なる。貧しい者だけではなく、困窮する者を扶養する義務をも家族に課す場合、家族が負う義務の範囲は変化することになる。そこで修正された民法典二〇六条を、先存する義務を課すものと捉えることには問題が残るであろう。

## (ロ) 扶養義務の歴史的形成

Swapp判決が述べるように、民法典二〇六条が、アングロ・アメリカンの法的伝統に根差したものであるという点から、子はそもそも、長年にわたって課されてきた義務、すなわち一般的な老親扶養義務を負うと言えるであろうか。本稿第一章において検証したように、(ルイジアナ州を除く)現在の家族責任法の直接的起源である一六〇一年エリザベス救貧法以来、家族の扶養義務を規定する法は存在し、その時々々の社会状況に応じて、家族に扶養義務が課されてきた。そしてこの義務は、困窮者支援に要する公の負担を削減することを目的として家族に課され続けてきた。そこで、成年子に老親扶養義務を課す家族責

任法に賛成する学説も、この歴史的過程を重視し、家族が歴史的に扶養義務を負ってきたことを、自説を裏付ける一つの論拠として<sup>(86)</sup>。

しかし、アメリカでは、社会保障制度との関係で子に老親扶養義務が課されてきたのであるから、歴史的に扶養義務が課されてきた点をもって、家族責任法が先存する扶養義務を子に課してきたことといえるのか疑問が残る。社会保障と家族は、エリザベス救貧法が施行された一六〇一年以来、大きく変化しているからである。公による扶助といっても、エリザベス救貧法上の扶助と、現在の扶助とは、その目的も位置付けも異なるものである。すると、扶助に要する費用を、国民全体で負担するのではなく、社会の一部に賦課することによって公費削減を図る制度の公平性については、その時代ごとに、改めて検証する必要がある<sup>(84)</sup>。さらに、こうして社会保障制度との関係で課されてきた民法典二〇六条による扶養義務は、コモン・ロー上の配偶者間の扶養義務などとは異なり、社会福祉制度法典から独立した先存義務とはいえないと批判されている<sup>(85)</sup>。また、家族責任法が廃止されずに存続したのは、求償の対象となる子などが政治的な圧力団体を形成しづらく、家族責任法に反対する声が結集されて来なかったからにすぎないとも主張されている<sup>(86)</sup>。

### (3) 相互依存

Swoad判決は、子の先存義務の存在に加えて、家族が相互に依存しあう関係にあることを理由に、公費削減という立法目的を達成するために子に特別の負担を課す家族責任法の合理性を認定した。また Swoad判決を踏襲した一九九四年の *Americana* 判決も、親子の相互依存関係を理由に、家族責任法に合理性を見い出している<sup>(87)</sup>。

学説にも、親子の相互依存関係を、子の老親扶養義務を肯定するための根拠として捉える見解がある。この見解は、子のために親が行った過去の行為について、子は親に対してある種の負債を負うと想定し、未成年期になされた扶養に対する返礼として、子は親を扶養する義務を負うと説明する。そして、扶養義務を、親に遺棄された場合には免責される性質の義務と捉えた場合、この見解はある程度裏付けられることになる。第二章で検証したように<sup>(88)</sup>、州によっては、未成年の間に親から遺棄された子は、扶養義務の免除を求めることができた。免責の主張は、扶養義務の存在を否定する上での有効な抗弁であった。例えば第二章で検討したコネチカット州の *Pelletier* 事件<sup>(89)</sup>では、子が未成年であった当時、その扶養料を親が支払わず、故意に子を遺棄したことを理由に、子の老親扶養義務が否定された。

とはいえ、このように親子の関係を契約的に捉え、子の育成は親に対する負債の上に成り立つとする理論を批判する見解は多い<sup>(9)</sup>。第一に、扶養義務は免責条項を常に伴っているとは限らない。したがって、免責条項の存在は、親子の相互扶養義務を肯定する主たる理由とはならない。相互依存の関係を根拠に子の老親扶養義務を肯定するならば、親から不利益を受けた子の義務の免責について規定する条項は不可欠のものとなる。そしてもし子は親に対して負債を負っていると想定するならば、それがどの程度かを確認するために、個々の状況を判断する適切な基準および調査方法が確立されなければならないことにな<sup>(9)</sup>。第二に、相互依存の関係にある者に相互扶養義務を課するるのは、Sword事件の原告が主張したように、その相互依存関係が、婚姻および親の子に対する関係などのような、任意に生じた関係である場合に限られるとも主張されている<sup>(9)</sup>。自らが負う義務を知ってその関係に入った人々が義務を負うことには合理性があるが、自らの意思にかかわらず一定の関係を形成した者に、その関係を理由として当然に義務を課すべきではないと主張されている。第三に、子に対する親の扶養義務と、親に対する子の扶養義務は、一見相対的であるようで、実際は相当性質の異なる義務であるとも指摘されている。例えば、子の

扶養を親が求められる期間が一定であるのに対して、親に対する扶養を子が求められる期間は特定されていない。さらに長寿化により、高齢親がケアを必要とする期間は延長し、子の負担はますます増えつつある<sup>(9)</sup>。第四に、親子間に黙示契約または準契約の要素を見いだし、互いを扶養する親子間の義務を肯定する見解も批判されている。すなわち、親と子は、互いを扶養するという契約を同時に締結することができないため、親子間に、黙示契約または準契約の存在を類推しえないと主張されている<sup>(9)</sup>。そして、契約の一方当事者が世に存在するに至るまで、九ヶ月の時間差が存在するのみではなく、その者は成年に達するまで、契約を締結することができないと指摘されている。

親は、確かに子を扶養している。しかし、以上の見解に見られるように、そのことから、当然に子が親を扶養しなければならないという帰結にはいたらない。そこで、家族責任法を合憲と判断するにあたって、親子の相互依存関係を理由に合理性を判断したSword判決は、緩やかな合理性審査による判断に後戻りしたものだ<sup>(9)</sup>と批判されている。老親扶養義務の合憲性を判断するにあたっては、Sword判決と比べて、より厳格な審査基準を適用して合理性を判断すべきものと思われる。

## 第四章第二節註

- (24) 社会福祉制度法典第九部第三編第三節、Old Age Security Law”一二〇〇〇条以下。Swoap判決で争われた一二一〇〇条および一二一〇一条については、第二章註20にある訳文を参照されたい。以下本節では、条文のみの表示は、社会福祉制度法典の条文を意味する。
- (25) *Americana Healthcare Center v. Randall*, 513 N. W.2d 566, 571-73 (1994).
- (26) 以下、戸松・前掲書(註2)、米沢・前掲論文(註2)を参照している。
- (27) *Department of Mental Hygiene v. Kirchner*, 60 Cal.2d 716, 36 Cal.Rptr. 448, 388 P.2d 720 (1964), certiorari granted 379 U.S.811, 85 S.Ct.39, 13 L. Ed.2d 26 (1964), remanded for further proceedings 380 U.S.194, 85 S. Ct. 871, 13 L. Ed. 2d 753, and reiterated solely on state grounds 62 Cal.2d 586, 43 Cal.Rptr. 329, 400 P.2d 321 (1965).
- (28) *Department of Mental Hygiene v. Hawley*, 59 Cal. 2d 247, 255-56, 28 Cal.Rptr.718, 723-24, 379 P.2d 22, 27-28 (1963).
- (29) *Kirchner*, 60 Cal.2d at 720, 36 Cal.Rptr. at 490, 388 P.2d at 722.
- (30) 第二章第一節2(二)「求償型」において、裁判上家族に扶養義務が課される傾向にあるなかで、公的施設で要した費用の家族への求償が争われた事件では、家族の扶養義務が否定された裁判例があることを指摘した。親を扶養する成年子の義務を定める家族責任法を違憲と判断した裁判例は、主にここで説明した、精神病院への収容に関するものである。収容の目的を社会防衛とみる点が、他の事件とは異なる判断を導いているようである。
- (31) *In re Dudley*, 239 Cal.App.2d 401, 411-12, 48 Cal. Rptr. 790, 795, 797 (1966).
- (32) *Department of Mental Hygiene v. Kolts*, 247 Cal. App.2d 154, 55 Cal.Rptr. 437, 442 (1966).
- (33) *In re Ricky H.*, 2 Cal.3d 521, 86 Cal.Rptr. 76, 80, 468 P.2d 204, 208 (1970).
- (34) *County of San Mateo v. Boss*, 3 Cal.3d 962, 92 Cal.Rptr. 294, 479 P.2d 654, 657 (1971).
- (35) 表1参照。一九七一年の福祉改革法制定(Stats. 1971, ch. 578, 33)の結果、親族の抛出基準を定めた表が改正され、親族の抛出額は急激に引き上げられている。
- (36) 民事訴訟手続法五二六条。
- (37) *Swoap*, 10 Cal. 3d at 495-500, 111 Cal.Rptr. at 139-43, 516 P.2d at 843-47.
- (38) 「民法典二〇六条の創設する扶養義務が、他者より多

表 I

A \ B	1	2	3	4	5	6 以上
350 以下	0	0	0	0	0	0
351 - 375	20	0	0	0	0	0
376 - 400	25	0	0	0	0	0
401 - 425	30	20	0	0	0	0
426 - 450	35	25	0	0	0	0
451 - 475	40	30	20	0	0	0
476 - 500	45	35	25	0	0	0
501 - 525	50	40	30	20	0	0
526 - 550	55	45	35	25	0	0
551 - 575	60	50	40	30	20	0
576 - 600	65	55	45	35	25	0
601 - 624	70	60	50	40	30	20
625 - 650	75	65	55	45	35	25
651 - 675	80	70	60	50	40	30
676 - 700	85	75	65	55	45	35
701 - 725	90	80	70	60	50	40
726 - 750	95	85	75	65	55	45
751 - 775	100	90	80	70	60	50
776 - 800	105	95	85	75	65	55
801 - 825	110	100	90	80	70	60
826 - 850	115	105	95	85	75	65
851 - 875	120	110	100	90	80	70
876 - 900	125	115	105	95	85	75
901 - 925	130	120	110	100	90	80
926 - 950	135	125	115	105	95	85
951 - 975	140	130	120	110	100	90
976 - 1000	145	135	125	115	105	95
1001 - 1025	150	140	130	120	110	100
1026 - 1050	155	145	135	125	115	105
1051 - 1075	160	150	140	130	120	110
1076 - 1100	165	155	145	135	125	115
1101 - 1125	170	160	150	140	130	120
1126 - 1150	175	165	155	145	135	125

(単位：ドル)

A : 収入月額  
 B : 被扶養者数

社会福祉制度法典 12101 条、  
 親族の抛出基準 (最高抛出額) (1971 年)

額の福祉関係費の支払いを求められる者を合理的に区分する十分な根拠を与えているか否かについては、何ら見解を示さないこととする。」Boss, 3 Cal.3d at 971, fn. 8. 92 Cal. Rptr. at 300, fn. 8, 479 P.2d at 660, fn. 8. (39) “in need”とは、要扶助状態にある(扶助の必要がある)ということであり、社会保障を受給しうる困窮状態にあることを意味する。そこで、社会保障の受給要件とはされていない、貧しい者(poor)とは異なる。例えば家などの資産を持つ者でも、当座の生活に困るために社会保障を受給する資格がある者は、貧しい者ではないが、困窮者である。

- (40) Boss, 92 Cal. Rptr. at 298-99, 479 P.2d at 658-59.  
 (41) Swoap, 10 Cal.3d at 499, 111 Cal. Rptr. at 142, 516 P.2d at 846. 第三章第三節一(一)「民事関係法」参照。  
 (42) Ibid.  
 (43) 原告は、次の三点から、民法典修正二〇六条は Boss 事件で述べられた「先存する扶養義務」を規定するものではないと主張した。(一) Kirchner判決では、民法典二〇六条は、先存する義務を創設するものではないと判示しており、この判決は拘束性のある先例といえる。(この点について Swoap判決は、事実関係の検討から理由なしとし、加えて民法典が先存する扶養義務を創設しているかという点について、Kirchner判決は言及していない

いと述べた。(2) 修正された民法典二〇六条は、時間的に二二〇〇条および二二〇一条の制定以前から存在していたわけではない。従って先存する義務を創設しえない。(c) 民法典二〇六条は、二二〇〇条および二二〇一条から独立しておらず、先存しているとは言えない。Swoap, 10 Cal.3d at 499-500, 111 Cal. Rptr. at 142-43, 516 P.2d at 846-47.

- (44) Serrano, 5 Cal.3d 597, 96 Cal. Rptr. 601, 487 P.2d 1241 (1971).  
 (45) Swoap, 10 Cal.3d at 500, 111 Cal. Rptr. at 143, 516 P.2d at 847.  
 (46) Id. 10 Cal.3d at 504, 111 Cal. Rptr. at 145, 516 P.2d at 849.  
 (47) Id. 10 Cal.3d at 500, 507, 111 Cal. Rptr. at 143, 147, 148, 516 P.2d at 847, 852.  
 (48) Id. 10 Cal.3d 499-500, 111 Cal. Rptr. 142-43, 516 P.2d 846-47.  
 (49) Id. 10 Cal.3d 500-02, 111 Cal. Rptr. 143-44, 516 P.2d 847-48. この二事件を再確認しよう。  
 Simmons, 296 P.2d at 331; County of Contra Costa v. Lasky, Cal.2d 506, 509, 275 P.2d 452(1954).  
 (50) Swoap, 10 Cal.3d at 502, 111 Cal. Rptr. at 144, 516 P.2d at 848. 第二章第一節一(二)「民法典と社会



- 福祉制度法典との関係」参照。
- (51) Ibid.
- (52) Id. 10 Cal.3d at 502-04, 111 Cal.Rptr. at 144-45, 516 P.2d at 848-49.
- (53) tenBroek, *California's Dual System of Family Law: It's Origin, Development and Present Status*, 16 STAN. L.REV. 257,283 (1964).
- (54) 一九七一年の修正については、第三章第三節一(一)「民事関係法」参照。
- (55) Swoap, 10 Cal.3d at 504, 111 Cal.Rptr. at 145, 516 P.2d at 849; Duffy v. Yordi, 149 Cal. 140,142, 84 P. 838 (1906); Gluckman v. Gaines, 266 Cal. App. 2d 52, 54, 71 Cal.Rptr. 795,796 (1968).
- (56) Stats.1929, ch.530.
- (57) Stats.1929, ch.530, § 2(g).
- (58) Stats.1937, ch.405, § 2(f).
- (59) Stats.1937, ch.405, § 5.
- (60) Swoap, 10 Cal.3d at 504-07, 111 Cal.Rptr.at 145-48, 516 P.2d at 849-52.
- (61) Id. 10 Cal.3d at 505, 111 Cal. Rptr. at 146, 516 P.2d at 850.
- (62) Hirabayashi v. United States, 320 U.S. 81,100, 63 S.Ct. 1375,1385, 87 L.Ed.1774 (1943); Oyama v. California, 332 U.S. 633,646, 68 S.Ct. 269, 275, 92 L.Ed.249 (1948).
- (63) Swoap, 10 Cal.3d at 505-06,111 Cal.Rptr.at 146-47, 516 P.2d at 850-51.
- (64) 判決は註で、この合理性を確認するものとして、「一一一〇四条は、その青年時代に二年間遺棄された成年子は、償還義務を免責されると規定している。」と述べている。Id. 10 Cal.3d at 506 n.15, 111 Cal. Rptr. at 147 n.15, 516 P.2d at 851 n.15.
- (65) Id. 10 Cal.3d at 506-07, 111 Cal.Rptr. at 147-48, 516 P.2d at 851-52.
- (66) Id. 10 Cal.3d at 507, 111 Cal.Rptr.at 148,516 P. 2d at 852.
- (67) 本件の最高裁は、こうした判示の後に、次の点を付加している「本裁判所は、当該条項が、特定の事案においては酷な結果を伴いかねないという点について、心を配っていないわけではなく、そのような人達の苦境について同情している。しかしこれらの条項は合憲であるため、いかなる酷な結果の改善も、行政機関の手に委ねられなければならない。」この判示部分の影響もあり、第三章第三節2において検討したように、カリフォルニア州の家族責任法は改正され、子は親を扶養する義務を負わないうこととなった。

- (68) Swoap 判決に関する学説については、以下順次挙げてゆくが、代表的な評釈としては、次の論文を参照されたい。 Fenning, *The Supreme Court of California 1973 - 1974 : Constitutional Law*, 63 CALIF. L. REV. 85(1975); Notes, *Constitutional Law - Equal Protection (Swoap v. Superior Court)*, 2 FORDHAM URBAN L.J., 587(1974).
- (69) 第三章第三節2「カリフォルニア州の選択」参照。
- (70) Swoap, 10 Cal.3d at 511-26, 111 Cal.Rptr. at 150-61, 516 P.2d at 854-65. Swoap 判決では、四名が賛成、一名が反対意見を述べている。
- (71) Id. 10 Cal. 3d at 523, 111 Cal. Rptr. at 159, 516 P. 2d at 863; Fenning, *supra* note 68, at 90; Tully, *Family Responsibility Laws: An Unwise and Unconstitutional Imposition*, 5 FAM.L.Q. 32,42 (1971); Rosenbaum, *Are Family Responsibility Laws Constitutional?*, 1 FAM.L.Q. 55,66 (1967).
- (72) Zablocki v. Redhail, 434 U.S. 374(1978); Eisenstadt v. Baird, 405 U.S. 438 (1972).
- (73) Swoap, 10 Cal.3d at 507 n.16, 111 Cal.Rptr.at 148 n. 16, 516 P. 2d at 852 n. 16; Fenning, *supra* note 68, at 90.
- (74) Fenning, *supra* note 68, at 90-91.
- (75) Goldberg, 397 U.S. at 265; 菊池馨実『社会保障の権利』論(一)「アメリカにおける議論を手がかりとして」北大法学論集四七巻一号(一九九六年)二一七-二二八頁、戸松・前掲書(註2)二〇〇頁、本多・前掲論文(一)(註10)一五二-一六頁、米沢・前掲論文(註10)二四九-二五二、二六三-二六六頁参照。福祉受給権に対しては厳格な司法審査が及ぶと解する見解については、戸松・前掲書(註2)六二-一六六、八九、一九八-二〇一頁、米沢・前掲論文(二)(註2)七六-七七頁参照。
- (76) Jefferson v. Hackney, 406 U.S. 535(1972); Dandridge v. Williams, 397 U. S. 471 (1970). 菊池・前掲論文(註75)二二〇-二二二頁、戸松・前掲書(註2)五九-一六〇、七九-八二頁、米沢・前掲論文(二)(註2)七〇-七七、九二頁参照。
- (77) Fenning, *supra* note 68, at 87, 戸松・前掲書(註2)九四-一三三頁、米沢・前掲論文(二)(註2)六七-六九、七八-九四頁参照。
- (78) Kirchner, 60 Cal.2d at 720, 35 Cal.Rptr. at 490, 388 P.2d at 722.
- (79) Fenning, *supra* note 68, at 92.
- (80) Id. at 92-93.
- (81) Swoap, 10 Cal.3d at 511-20, 111 Cal.Rptr.at 150-57, 516 P. 2d at 854-61; Id. at 88; Notes, *supra* note

- 68, at 593.
- (82) Swoap, 10 Cal.3d at 520-21, 111 Cal.Rptr.at 157, 516 P.2d at 861; Fenning, *supra* note 68, at 95-99.
- (83) Kline, *A Rational Role for Filial Responsibility Laws in Modern Society?*, 26 FAM. L. Q. 195, 210 (1992).
- (84) Lopes, *Filial Support and Family Solidarity*, 6 PAC. L.J., 508, 513-14, 534 (1975).
- 家族および社会構造の大幅な変容については、第一章第二節2「社会の変遷」参照。公的扶助の性質の変化は、エリサベス救貧法が「貧しい者」を扶助する法であったのに対して、老齢保障法が、より手厚く、「困窮する者」までをも扶助する点にも現れている。
- (85) Swoap, 10 Cal.3d at 520-22, 111 Cal.Rptr.at 157-58, 516 P.2d at 861-62; Fenning, *supra* note 68, at 93.
- (86) Lopes, *supra* note 84, at 517-19.
- (87) Americana, 513 N.W.2d at 573; Jacobson, *Americana Healthcare Center v. Randall: The Renaissance of Filial Responsibility*, 40 S.D.L. REV. 518, 524 (1995).
- (88) 第一章第二節3(四)「免責事由」参照。
- (89) Pelletier v. White, 33 Conn.Supp. 769, 371 A. 2d 1068 (1976). 第一章第二節3(四)(1)「過去の親の行為」参照。
- (90) Byrd, *Relative Responsibility Extended: Requirement*

- of Adult Children to Pay for Their Indigent Parent's Medical Needs*, 22 FAM.L.Q., 87,94 (1988); Callahan, *What Do Children Owe Elderly Parents?*, The Hasting Center Report 32, 32-34 (1985); Daniels, *Family Responsibility Initiatives and Justice Between Age Groups*, 13 LAW, MED. & HEALTH CARE, No.4, 153, 154 (1985); Levy & Gross, *Constitutional Implications of Parental Support Laws*, 13 RICH. L. REV., 517, 523-25 (1979).
- (91) Byrd, *supra* note 90, at 94; Daniels, *supra* note 90, at 154-55.
- (92) Id. at 95; Callahan, *supra* note 90, at 32-34; Levy & Gross, *supra* note 90, at 523-25.
- (93) Byrd, *supra* note 90, at 99.
- (94) Callahan, *supra* note 90, at 34; Daniels, *supra* note 90, at 154; Levy & Gross, *supra* note 90, at 527-29.
- (95) Fenning, *supra* note 68, at 99-101; Notes, *supra* note 68, at 595-97.

### 第三節 老親扶養義務をめぐる学説の展開

Swoap判決は、老親扶養義務を子に課す家族責任法を合憲

と判断し、それにあたって、子に老親を扶養する義務を課す理論の根拠を初めて具体的に提示した判決であった。しかし *Sword* 判決の合憲性判断は、いくつかの疑問点を残しており、*Sword* 判決によって、子に老親扶養義務を課す理論的根拠が明らかになったとは必ずしもいえない。いったい、家族は、困窮した他の家族構成員を扶養する義務を負わねばならぬのか。

とりわけ子に、その高齢親を扶養する義務を負わせるべきであろうか。序章において問題を提起したように、高齢者ケアにおける社会保障と家族との役割分担を考察するにあたっては、社会保障との関係で、家族、とりわけ子が負う扶養義務の根拠および範囲を考察する必要がある。この点アメリカでは、裁判上の議論に加えて、学説においても、子の老親扶養義務をめぐる議論がある程度蓄積されている。

学説を遡ると、古くは、子は親を扶養する義務を負うと考えられていたようである。そこでは、子に老親扶養義務を課す根拠を、自然的正義および報償の原理に見出し出している。<sup>(96)</sup>そして近年においても、親と子の関係の利益、相互依存関係、歴史的経緯などといった、主として原理的な観点に加え、家族関係への好影響および公費削減の必要性といった政策的観点を理由として、子に老親扶養義務を課すことを肯定する見解がある。し

かし学説の大半は、判例および肯定説を批判するものとなっている。それらは、肯定説が根拠とする各原理の不適正さを指摘し、加えて社会保障の役割が変容した点、および家族関係への悪影響、貧困の永続化、長寿化の影響、行政効率の悪さといった政策的観点を主張することにより、子の老親扶養義務を批判している。また、これらの肯定説や否定説に対して、肯定説を批判しつつも、親は一方的な扶養義務を負うにすぎないと捉える否定説も極端であるとして、中間的立場を模索する見解もある。この見解は、子の義務感の根源を探ることにより、親子相互の権利義務関係と愛情との中間にある、子の責任を見い出そうとするものである。

以下では、*Sword* 判決に代表される判例の論旨に加え、判例を擁護または批判する学説の議論が提起した、家族扶養の是非を考察する上で考慮すべき各種の論点を整理する。そこでまず1において、子の老親扶養義務を根拠づけるものとして、肯定説が挙げる原理的説明を中心に考察する。次に2において、否定説の理由付けとなっている、子に老親扶養義務を課す制度の弊害を中心に検討する。否定説が学説の多数を占めるために、子に老親を扶養する義務を課す法の問題点を多数提起することになる。そして3において、中間的立場を初めとする学説の模

索について検討してゆく。こうして広範囲の家族に互いを扶養する義務を課す家族責任法をめぐる賛否両論を検証することに、より、家族、なかでも子に、老親を扶養する義務を課すことの是非を考察する。

### 1 老親扶養義務の根拠——肯定説とその批判——

#### (一) 関係的利益 (The Relational Interests)

子に老親を扶養する義務を課すことに賛成する見解のなかで、最も古くから主張されている見解が、親子という関係そのものを理由に、両者は特別な義務を互いに負うとするものである<sup>(97)</sup>。すなわち、親子という関係が契約を前提とせず自然に存在する特別な関係であること自体から、親子は、その関係を根拠に、他の関係とは異なる特別な義務を互いに負っていると考えるわけである。親子間に存在する関係は、一般に非常に親密な関係の一つとして広く認められている。そこで、愛情で結ばれた親子の関係が、家族責任法を合理的とする根拠を与えると主張されている<sup>(98)</sup>。すなわち、社会的にも重要な親子関係が、「自然な」または「歴史的に条件付けられた」義務の関係を作り出すと考えられているのである。

この見解に対しては、親と子の関係が特別な関係であり、この関係から子が利益を受けるとしても、こうした親子の關係的利益から、親を扶養する子の義務を直接的に導き出せるわけでは必ずしもないと主張されている。現実には、親子の關係的利益には多様性があり、子の老親扶養義務を根拠づける原理として、關係的利益の理論は不明確すぎると述べられている<sup>(99)</sup>。すなわち、すべての子は「自然に」親を愛し、尊敬するわけではなく<sup>(100)</sup>。また、もし子に老親扶養義務を課す根拠を親子間の愛情に見出すならば、子は親とは限らず、強い愛情を抱くすべての者に対して、扶養義務を負わねばならないことになる指摘されている<sup>(101)</sup>。さらに、理想的な家族像においては、家族の間に、道徳的な義務感および愛情を想定しようが、それによって、個人の財産の徴収を正当化することはできないとして、肯定説は批判されている<sup>(102)(103)</sup>。

#### (二) 相互依存関係

親が子を養育してきたことを理由に子の老親扶養義務を正当化しようとする、相互依存の理論が、Swain<sup>(104)</sup>判決を初めとした老親扶養義務を肯定する見解の理由付けとして強力に主張されている。そして、親に遺棄された場合には扶養義務を免れう

ると定める免責条項の存在が、この見解の有力な根拠となつて  
いる。

Swabd判決は、親子の相互依存関係を理由に、子の扶養義務を認定したが、これに対する批判は、Swadby判決との関連で具体的に検討した。そして、家族の扶養義務は免責条項を必要とするものではない点、相互扶養義務を課しうる相互依存関係は、それが任意に結ばれた場合にのみ生じうるとする点、親と子の義務は相対的な義務ではない点、または親子間に黙示契約もしくは準契約を類推しえない点などの、各種の否定的見解を本稿は紹介した。<sup>(106)</sup>これらの批判を鑑みると、親が子を扶養したことを理由に、子が当然に親を扶養しなければならないという帰結にはいたらず、相互依存の理論を根拠に家族に扶養義務を課すことは難しいものと思われる。

### (三) 歴史的経緯

成年子に対して老親の扶養を義務づけることに賛成する見解は、Swabd判決と同様に、家族の扶養義務が歴史的に課されてきた点も自説の理由付けの一つとして<sup>(107)</sup>いる。肯定論者は、家族の扶養義務が、長い歴史を通じて、困窮者の支援に要する公費負担を削減することを目的として課されてきたという点を理

由に、子の老親扶養義務を正当化する。これらの見解は、家族が困窮者を扶養する第一義的義務を負い、公の支援は補足的なものであると主張している。確かに、家族は歴史的に扶養義務を負っていた。しかし、初めて公的扶助が支給された時代に家族に課された扶養義務を、そのまま、現代においても課すことに対する批判は、Swabd判決との関連で既に紹介した。<sup>(107)</sup>高齢者をケアする社会保障の役割も家族の役割も、時代とともに変化するのであり、現在においても、公費負担軽減の目的が、家族に扶養義務を課す根拠となりうるか否かについては再検討する必要がある。

## 2 老親扶養義務への疑問——否定説とその批判——

### (一) 社会保障の役割

子に老親を扶養する義務を課すことを疑問視する見解は、以上のように、肯定説が依拠する諸理論を批判する一方、家族による扶養に代わって社会的扶養を行う、社会保障制度の役割を重視すべきだと述べている。すなわち、社会保障制度は、政府を仲介した世代間扶養を行う制度であり、これが、直接子が親

を金銭的に扶養する制度よりも利点の多い制度であることは、歴史的に裏付けられていると主張している。例えば親子関係も、社会保障制度を通じて経済的に扶養しあう関係の方が対立は少ないと述べられている。<sup>(10)</sup>

また、社会保障の受給単位は、個々人の公平な社会保障受給を保障するために、全般的に家族から個々人へと移行する傾向にある。これとともに、困窮者を扶養する第一義的義務の担い手も、家族から国家へと移行しつつあるのではないか。なぜならば、社会保障を個々人に保障する究極的な制度においては、家族の存在を考慮に入れた制度設計は、個々人の社会保障受給権を保障するにあたって、不確定な要素を残すものとなるからである。実際、家族の扶養機能はますます低下し、家族に扶養義務を課すこと自体が困難となってきた。老親扶養義務の内容は、社会保障の役割の変容と密接に関わっているといえよう。<sup>(10)</sup>

## (二) 政策的観点からみた老親扶養義務の弊害

子に老親を扶養する義務を課すことを否定的に捉える見解は、子に老親扶養義務を課す制度の弊害を挙げ、政策的観点からみて、これは合理的な制度ではないと論究している。

## (一) 家族関係への影響

大半の学説は、家族に対する義務の賦課は、無理な負担を家族に押し付ける結果になりかねないとして、家族関係への悪影響を指摘している。この点を理由に、家族責任法を否定的に評価する学説は多い。<sup>(11)</sup>これに対して、家族責任法は家族の絆を強めるものであるとして、家族責任法の家族関係に対する影響を肯定的に捉える見解も多少ある。<sup>(11)</sup>

高齢者、特に要介護状態にある者は、その生活において、家族の愛情を切に必要としている。ところが家族による扶養を強制した場合、高齢者と家族との関係には亀裂が入りかねない。

そこで、否定説は、愛情の維持が特に重要な時期に、それを弱めかねない法と、高齢者をケアする社会保障制度とが結び付いている点は問題であると主張している。<sup>(12)</sup>加えて、扶養料を負担していない成年子が抱きうる、訴訟が提起されかねないという脅威も、家族にとって好ましいものではないと懸念している。<sup>(13)</sup>

さらに高齢者は、子らを巻き込みたくないと思む傾向にある。そこで、家族責任法の高齢者に対する悪影響としては、扶助を必要とする者が申請を控える、「抑止効果」をもたらしかねない点が指摘されている。<sup>(14)</sup>また、老親扶養義務は、親は子に金銭を与えるものだが子からは受け取らないという、一般家庭の家

族観に相反する義務であるとも述べられている<sup>(15)</sup>。こうした家族観が、家族の精神的な負担を増大させるものとなっている。

昨今の家族および社会構造の変化は、こうした家族責任法による家族関係への悪影響をさらに増大する要因として働いている。家族による高齢者ケアが、そもそも困難となってきたからである。例えば家族規模が縮小し、世帯あたりの子の数は二〇世紀初めに比べ約半数程度にまで減少しており、子一人あたりが高齢者をケアする費用および人的負担は増大している。また女性の社会進出の促進は、高齢者の在宅ケアを困難とし、高額を支払いを要するナースィング・ホームでの施設ケアを増加させている。そして出産年齢の上昇は、子自身が、その子(高齢者の孫)を養育する期間、および養育費を負担する時期を遅らせている。そこで親を扶養する義務を子に課すならば、親の扶養と子自身の子の扶養という二重の負担を、同時期に子に課すことになりかねない。また家族構成員の他地域への移動の増加も、家族を分散させ、在宅ケアを困難としている<sup>(16)</sup>。こうした情況から、子に老親扶養義務を課すことは、子によるケアが社会構造の変化に伴い困難となっている現状に、逆行するものであると指摘されている<sup>(17)</sup>。

## (2) 貧困の永続化

困窮した親をもつ子は、子自身が成年に達した後も、困窮している場合が多い<sup>(18)</sup>。そこで困窮した親の子は、親の扶養を強制されることによって、罪悪感と憤りの双方を感じると言われている。さらに、このような困窮した子によるケアは、当座の公費削減には結びつくとしても、それ以上に弊害が大きいと懸念されている。すなわち子は、自らが抛出できる適切な額を超えて、親の長期ケア費および治療費を全面的に負担せねばとの義務感を抱きかねない。そこで高齢親の扶養は、若年家族構成員が、医療および教育などのニーズを満たすために要する財産を減少させる危険を伴う。そして若い家族が、いつの日か自らも公的扶助を必要とするようになる可能性が増加した場合、親の長期ケア費または治療費を子に担わせた帰結は、人的資源の枯渇となる。この貧困の永続化は、家族責任法による公費節減の「人的コスト」と呼ばれており、許容範囲を超えた高すぎる対価であると、ソーシャルワークの専門家が考えているものである<sup>(19)</sup>。

## (3) 長寿化の影響

一八世紀には三五歳であった平均寿命は、一九九〇年には



七四・九歳へと伸びている。寿命が伸びたことによってもたらされる高齢化が、家族による扶養を公が求める動機となると同時に、子の扶養義務を否定する見解の根拠ともなっている。<sup>(121)</sup> 長寿化は、Swain 判決との関係で家族の相互依存関係について検討した際にも触れたように、<sup>(122)</sup> 高齢親をケアする期間の延長、および高齢親をケアする子の高齢化による弊害を生じさせるものだからである。高齢の子が、さらにその高齢親を扶養するという問題については、例えば第二章で挙げたコネチカット州のように、<sup>(123)</sup> 扶養義務を負う子を六五歳未満の者に限定し、高齢の子を扶養義務者から除外するという工夫が参考になる。

#### (4) 公費削減の必要性

家族責任法を施行するための行政費用が膨大であることは、子に扶養料を求償するメリットを低下させることになる。このことは、公費削減を目的として家族に扶養義務を課す政策の無意味さを指摘する見解の強力な根拠となっている。扶養義務を負う家族から扶助に要した費用を徴収するために必要となる行政費用は、公的扶助費用を節約しうる額を越えるものであると、家族責任法に反対する者はしばしば指摘している。<sup>(124)</sup> これは、それぞれの家族による扶養義務の確保が規則的に行えず、効率的

でないからだと説明されている。実際に行政費用は、多くの場合、償還される額よりも高くなっている。また、最も楽観的な見積りでも、行政費用は償還された金額の一一%から三〇%にあたるであろうと推測されている。<sup>(125)</sup> このため、家族に求償することによって節約しうる公費は、肯定的に見ても、州の居住者一人あたり年間五〇セントから一ドル程度にしかならないと計算されている。<sup>(126)</sup> しかし、行政費用が膨大であることは、子の老親扶養義務を否定する積極的な根拠とはならないとも批判されている。<sup>(127)</sup>

### 3 学説の模索

#### (一) 中間的立場

以上、子の老親扶養義務を肯定する説と否定する説について、その根拠とする理由付けを検討した。これに対して、これらの説とはまた別の、中間的立場を模索する見解もある。この見解は、子の老親扶養義務を肯定する説に対して否定説が述べた批判に理解を示しつつも、否定説が、扶養義務を親から子に対する一方的な義務と捉え、子は親に対して何ら義務を負わないと

解する点は極端すぎると捉えている。そして、子は誕生を選択しなかったにせよ、否定説には疑問が残ると述べている。さらにこの見解は、否定説は、なぜ多くの子が、「親に対する何らかの義務感」を実際にはもつのかという点を説明しえていないと、問題を提起している<sup>(128)</sup>。そして、老親扶養義務を肯定する見解も否定する見解も、親子が負う義務の性質を明らかにしえていないとして、親子の扶養義務の性質を新たに模索している。

子の扶養義務の性質を考察する中間的立場の一つは、親に対する成年子の義務は、「友情から生じる義務」と同様の性質をもつと主張する<sup>(129)</sup>。そして、友人同士は、見返りを期待して行動せず、自らの利益とは無関係に、与えるものを与え、必要なものを受け取るものであり、親子も同様であると説明する。しかしこの見解は、友人関係と同様の関係にある親子も存在するとはいえず、そうではない場合も多いとの指摘を受けている。また、子は親を嫌悪していたとしても、親に対する義務感をもつものである。さらに親子関係は、選択して結ぶことも、その関係から離れることもできない関係であり、友人関係とは異なるとして、この見解は批判されている<sup>(130)</sup>。

次の見解は、子が親に対してもつ「謝意」を、子が負う義務の根拠として挙げている<sup>(131)</sup>。そしてこの点から、親子の相互扶養

義務が、対価的な義務の履行を必要とする、契約によって生じる義務とは異なる性質の義務となると説明している。この見解は、謝意とは、親が子に対する義務を履行した結果からというよりも、親がその義務の範囲、または通常予測される程度を超えて、自発的に子のために行動した結果から生じるものであるとする。さらに、自らの利益を考えず、相手の幸福を擁護または促進することを願って、その者を助け恩恵を与えた人に対してのみ、返礼せねばとの義務感を伴う感謝の気持ちが生じるものであると述べている<sup>(132)</sup>。そして、子の扶養義務は、契約によるものでないと説明している。しかしながら、この見解によると、通常以上に子を世話した親、そして子から感謝された親のみが、子による扶養を受ける権利をもつことになり問題がある。

この他、親子の親密性、または子以外に頼りうる者がいないという親の従属性が、子の義務感を導くという見解もある<sup>(133)</sup>。しかし、子の義務感に子の扶養義務の根拠を見いだそうとするこれらの見解は、いずれも、子の法的義務について検証したものと必ずしも言えない。子に金銭扶養を義務づける根拠となる理論ではないであろう。むしろ、親子間の精神的な結びつ

きを重視すべきとするこの見解は、子が道徳的な扶養責任を負うことを根拠づけるものとなるのではないか。

(二) 老親扶養義務の是非

家族に扶養義務を課せようとする最も直接的な理由は、いつの時代においても、公費削減であった。裁判所も、アメリカ家族責任法の目的は、公の負担を軽減することにありと判断してきた。<sup>(34)</sup>そこで、公的支出を削減する必要性が大きくなかで、家族に扶養能力および義務がありながらも、家族がその義務を履行しないことは不当であると、肯定説は主張している。<sup>(35)</sup>

これに対して否定説は、高齢者および介護を行う者の人間としての尊厳と、公費削減の必要性とが対立した場合には、前者を尊重しなければならないと主張している。そこで、家族関係への悪影響、貧困の永続化、長寿化の影響などといった現実的問題も、無視することはできないと述べている。特に扶助費の削減が、高齢者が扶助の申請を控える「抑止効果」によつてもたらされかねない点は、公費削減を理由として家族に扶養義務を課す政策に対する批判を高めている。たしかに、高齢者の人権を侵害する制度設計ならば問題とならう。

家族、とりわけ子は、高齢者を扶養する義務を負うべきか。

高齢者ケアは、社会保障と家族との間で、どのように役割を分担してゆくべきなのであろうか。社会保障との関係での家族の役割、家族の扶養義務について述べている学説の多くは、本稿で考察した様々な理由から、子に老親扶養の義務を課すことに對して否定的である。<sup>(36)</sup>一方、数は少ないものの、肯定的な見解もあつた。<sup>(37)</sup>

家族に扶養義務を課すことを肯定する見解には、公費削減の必要性および家族の担う道徳的責任などを根拠として、家族責任法を全面的に支持するものがある。この論者は、家族責任法が円滑に施行されるならば、社会保障が行き届かないために現実に困窮している者を救済しうると指摘している。<sup>(38)</sup>その他、例えば行政効率を上げ、刑事罰を廃止<sup>(39)</sup>し、または扶養義務の相互関係を明確化することによつて、過度の負担が家族に課されないようにするなどの<sup>(40)</sup>、一定の修正を家族責任法に加えさえすれば、家族に扶養義務を課すことは望ましいとも主張されている。これに對して、子は困窮した親を扶養する義務を負うべきではないと考える否定説は、配偶者間、および未成年子に対する親の扶養義務を除いて、家族間に相互扶養義務は存在しないとす、<sup>(41)</sup>コモン・ローの立場に理解を示している。<sup>(42)</sup>そこで家族責任法の廃止を明確に唱える説、<sup>(43)</sup>現在の状況下では、家族に對す

公的支出の求償によっては、高齢者ケアの負担増をめぐる諸問題は解決されないと主張する説<sup>(43)</sup>などがある。また、仮に家族に求償する政策をとるのであれば、家族を支援する、他の多くの政策が展開されるべきであるとも指摘されている。

実務では、家族の扶養義務を追究する手続を担当するソーシャルワーカーが、家族責任法の運用は家庭生活を崩壊させ、高齢のクライアントを傷つけるものであり、「頭が痛い」ものだと訴えている<sup>(44)</sup>。そして、事案を委ねられる検察官も、特に選挙によって選ばれた者は、それらの事案を、裁判官および一般市民双方に不評な上に、時間も浪費するものであると捉えており、事案を訴追しない道を選択する場合が多いと言われている<sup>(45)</sup>。

高齢者ケアの現状を紹介した第三章の検討からは、高齢者ケアの費用負担は本人および社会が担い、精神的な扶養を家族間で担うという理想像が浮かび上がってきた。家族間、なかでも親子間の扶養は、その家族がおかれている環境および家族関係が良好であれば、任意になされる傾向にある<sup>(46)</sup>。家族の扶養義務が争いとなる事案は、家族の何らかの事情、または家族関係に問題があることから、こうした任意の扶養がなされない場合であろう。そうすると、法による家族への扶養の強制は、何らかの無理を当該家族に課しかねない。そもそも、法によって扶

養義務を課さない場合であってさえも、実際上は、個々人の道徳心または家族間の圧力が、特定の家族に扶養を強要しかねないものである<sup>(47)</sup>。そこで社会保障と家族との役割分担のあり方としては、任意の、特に精神的扶養を家族には期待し、経済的な支援は社会が行うという方向が提示されている<sup>(48)</sup>。否定説の考えを基本とした上で、中間的立場の見解を取り入れてゆくわけである。すなわち、子は親を扶養する義務を負わず、困窮した高齢者は社会保障によって支えられと見え、家族による扶養が実際に提供されていない場合にまで、当該家族に扶養義務を強制的に課さないこととするのである。他方、子を含む家族には、社会保障を任意に補足するといった形で、高齢者ケアの水準を上げる方向で寄与してゆくという役割を期待することになる。さらに、社会保障制度は、家族の負担を軽減することにより、家族による任意の扶養を支援、促進してゆく方向でも整備される<sup>(49)</sup>ことが望ましいと主張されている。否定説が述べる老親扶養義務の弊害など、以上の検討を鑑みると、筆者も、この考え方に傾いている。しかし、それでは何故、さらにはどの程度まで、高齢者ケアの費用負担を社会保障によって担うのかという点を明らかにしない限り、この見解をそのまま受け入れることはできない。

## 第四章第三節註

- (96) 一八世紀半ばに書かれた、Blackstoneの著名なコメントールは、「子の親に対する扶養義務は、自然的正義および報償 (retribution) の原理から生じている。我々は、自らに生を与えた者に対して、未成年期は自然とそれに従属および服従し、その後は敬意を持ち続けることになる。我々を幼年期に保護した者は、我々から扶養される権利をもつ。」と述べている。W. BLACKSTONE, 1 COMMENTARIES ON THE LAWS OF ENGLAND 453(1765).
- 以下、吉田邦彦「アメリカにおける老人医療（長期ケア）と家族責任（老親扶養）」石川恒夫・吉田克己・江口隆裕（編）『高齢者介護と家族—民法と社会保障法の接点—』（信山社、一九九七年）三八三—三八五頁参照。
- (97) Daniels, *supra* note 90, at 155.
- (98) Levy & Gross, *supra* note 90, at 526.
- (99) Id. at 526-27.
- (100) Callahan, *supra* note 90, at 33-34.
- (101) Id. at 34; Levy & Gross, *supra* note 90, at 527.
- (102) Levy & Gross, *supra* note 90, at 525.
- (103) 親の財産を承継する権利を子に与える相続制度の存在は、親子間の関係の利益を、子に老親扶養義務を課す根拠として位置づける可能性をもつ。相続という制度は、

- 親子であるという理由のみから、他者は享受できない利益を互いに対して与えるものだからである。はたしてなぜ、ある者が死亡したとき、その者と一定関係にある者に、その遺産を相続する権利が認められているのであろうか。この点の考察は、親子の相互扶養義務の性格を多少なりとも明らかにする可能性をもつ。石川・吉田・江口・前掲書（註96）参照。特に、高齢者ケアとの関係では、実際にケアを行うことのない「嫁」の寄与分について、日本では問題となっている。同書、なかでも吉田克己「高齢者介護と相続法理—寄与分制度を中心として—」一〇九頁以下参照。
- (104) Swoop, 10 Cal. 3d 490, 506, 111 Cal. Rptr. 136, 147, 516 P.2d 840, 851; Daniels, *supra* note 90, at 154. 本章第二節(二)(c)「相互依存」参照。
- (105) 本章第二節(二)(c)「相互依存」参照。Byrd, *supra* note 90, at 94.
- (106) Kline, *supra* note 83, at 210.
- (107) 本章第二節(一)(a)(ロ)「扶養義務の歴史的形成」参照。
- (108) Callahan, *supra* note 90, at 36-37; Lopes, *supra* note 84, at 524.
- (109) Callahan, *supra* note 90, at 37.
- (110) A. M. RIVLIN & J. M. WIENER, CARING FOR THE

- DISABLED ELDERLY: WHO WILL PAY? 173, 173-76 (1988); Byrd, *supra* note 90, at 100-01; Lopes, *supra* note 84, at 523-26; Tully, *supra* note 71, at 37-44; Rosenbaum, *supra* note 71, at 65-69.
- (11) Garrett, *Filial Responsibility Laws*, 18 J. FAM. L. 793, 814 (1979-80); F. BOND et. al., OUR NEEDY AGED, 353 (1954).
- (112) Whitman & Whitney, *Are Children Legally Responsible for the Support of their Parents?*, 123 TR. & EST. 43,45 (1984); Tully, *supra* note 71, at 40.
- (113) Whitman, *supra* note 112, at 45; BOND, *supra* note 111, at 354.
- (114) Whitman, *supra* note 112, at 45; Acford, *Reducing Medicaid Expenditures Through Family Responsibility: Critique of a Recent Proposal*, 5 AM. J. L. & MED. 59, 76 (1979); Lopes, *supra* note 84, at 527; BOND, *supra* note 111, at 316.
- (115) Britton, *America's Best Kept Secret: An Adult Child's Duty to Support Aged Parents*, 26 CAL. WEST. L. REV. 351,368 (1990) (本論文の題名は「家族責任法をめぐる問題について、その重要性に見合う検討がアメリカでもなされていない点を現すものである。)
- (116) Daniels, *supra* note 90, at 154; Lopes, *supra* note 84, at 514-17. この他、家族によるケアを困難としているその他の社会構造の変化については、第一章第二節2(一)「社会構造の変化」、および第三章第一節参照。
- (117) Daniels, *supra* note 90, 157; Rosenbaum, *supra* note 71, at 65-69.
- (118) Tully, *supra* note 71, at 61. ナーシング・ホーム居住者すべての中で、収入が二万ドルを越える成年子を持つ者は、七%~八%にしかみない。
- (119) Britton, *supra* note 115, at 369; Byrd, *supra* note 90, at 101; Whitman, *supra* note 112, at 45; Lopes, *supra* note 84, at 522, 526-28.
- (120) UNITED NATIONS, WORLD POPULATION PROSPECTS, THE 1994 REVISION, Table A. 33, United States of America; 第一章第二節2(三)「長寿化の影響」参照。
- (121) Britton, *supra* note 115, at 369; Byrd, *supra* note 90, at 99; Daniels, *supra* note 90, at 154; Steinmets, *Parent to Child-Child to Parent, Obligation and Abuse in America*, 4 DEL. LAW. 20,22-24 (1985); Callahan, *supra* note 90, at 32-33,36; Lopes, *supra* note 84, at 516.
- (122) 本章第二節3(二)(3)「相互依存」参照。
- (123) 第二章第二節3(一)「扶養義務者」参照。
- (124) Britton, *supra* note 115, at 370; RIVLIN, *supra* note

- 110, at 177; Garrett, *supra* note 111, at 817; Acford, *supra* note 114, at 74-75; Lopes, *supra* note 84, at 519-22; Tully, *supra* note 71, at 33-37; Rosenbaum, *supra* note 71, at 59-61.
- (125) Garrett, *supra* note 111, at 815.
- (126) Ober, *Pennsylvania's Family Responsibility Statute - Corruption of Blood and Denial of Equal Protection*, 77 DICK.L.REV. 331,350 (1972).
- (127) Notes, *supra* note 68, at 590.
- (128) Callahan, *supra* note 90, at 34; Daniels, *supra* note 90, at 155-56.
- (129) English, *What Do Grown Children Owe Their Parents?* in O.O' NEILL & W.RUDDICK, eds., *HAVING CHILDREN : PHILOSOPHICAL AND LEGAL REFLECTIONS ON PARENTHOOD* 351 (1979).
- (130) Callahan, *supra* note 90, at 34-35; Daniels, *supra* note 90, at 155.
- (131) Callahan, *supra* note 90, at 35.
- (132) J.BLUSTEIN, *PARENTS AND CHILDREN: THE ETHICS OF THE FAMILY*, 177 (1982).
- (133) Callahan, *supra* note 90, at 35-36.
- (134) 第一章第三節一(一)「法の目的」参照。
- (135) Garrett, *supra* note 111, at 814; Kline, *supra* note 83, at 204-05 (1992).
- (136) Britton, *supra* note 115; Bulcroft, Vanleynseele & Borgatta, *Filial Responsibility Laws - Issues And State Statutes*, 11 RES.AGING N3, 374, at 383 (1989); RIVLIN, *supra* note 110; Byrd, *supra* note 90; G. F. Indest, *Legal Aspects of HCFA's Decision to Allow Recovery from Children for Medicaid Benefits Delivered to Their Parents Through State Financial Responsibility Statutes*, 15 S.U.L. REV. 225,232-33 (1988); Callahan, *supra* note 90, Daniels, *supra* note 90; Whitman, *supra* note 112; Patrick, *Honor Thy Father and Mother: Paying the Medical Bills of Elderly Parents*, 19 U.RICH.REV. No. 1, 69 (1984); Acford, *supra* note 114; Lopes, *supra* note 84; Ober, *supra* note 126; Tully, *supra* note 71; Rosenbaum, *supra* note 71.
- (137) Jacobson, *supra* note 87; Kline, *supra* note 83; Garrett, *supra* note 111; Mandelker, *Family Responsibility Under the American Poor Laws*, I II, 54 MICH. L. REV. 497, 607 (1956).
- (138) Kline, *supra* note 83, at 210.
- (139) Garrett, *supra* note 111, at 817-18.
- (140) Mandelker, *supra* note 137, at 505, 631-32.
- (141) Byrd, *supra* note 90, at 88.

- (142) Indest, *supra* note 136, at 280-87, 302; Whimman, *supra* note 112, at 45; Lopes, *supra* note 84, at 533-35.
- (141) Byrd, *supra* note 90, at 89.
- (144) Whimman, *supra* note 112, at 45; BOND, *supra* note 111, at 315.
- (145) Whimman, *supra* note 112, at 45; A. L. SCHORR, *FILIAL RESPONSIBILITY IN THE MODERN AMERICAN FAMILY*, US DEPT. OF HEALTH, EDUCATION AND WELFARE, SOCIAL SECURITY DIVISION OF PROGRAM RESEARCH, 24-25 (1960).
- (146) Britton, *supra* note 115, at 367; Mandelker, *supra* note 137, at 504-05.
- (147) Britton, *supra* note 115, at 371.
- (148) Callahan, *supra* note 90, at 36-37; Daniels, *supra* note 90, at 156-58; Lopes, *supra* note 84, at 534.
- (149) Daniels, *supra* note 90, at 156, 158; Acford, *supra* note 114, at 77-79.

### おわりに

本稿では、アメリカにおける高齢者ケアの費用負担をめぐる

社会保障と家族との役割分担について、困窮した高齢者に州が支給した扶助費用を当該高齢者の家族構成員に求償しうることを定めた、家族責任法を素材に考察してきた。

第一章で検討したように、コモン・ローにおいては、配偶者間の扶養義務および親の未成年子に対する扶養義務しか規定されていないなかった。アメリカでは、各州で一七世紀末から定められていった家族責任法が、扶養義務を負う家族の範囲を広げたのである。これらの家族責任法は、現在も、二九州において広範囲の家族に扶養義務を課している。そしてこの運用は、その時々の社会経済的な要因、とりわけ社会保障政策に左右されてきた。このため家族責任法は、時には活用が促され、時には死文化していた。他方二〇世紀に入ると、家族責任法を非難する声が高まり、これにより、家族責任法の存在意義が問われるようにもなった。家族責任法の是非をめぐる議論が、拡充した社会保障制度を背景に、一九六〇年代以降展開されていった点については、第三章および第四章において検討した。こうした家族責任法の存在意義を問う議論は、メディケイドの給付費用を家族に求償することを許容した、連邦保健福祉省の一九八三年通達、および家族責任法の合憲性を争った裁判を機に、いっそう活発化したのであった。法務総裁が通達と対立する意見を述



べ、学説の多くもこの通達および家族責任法を厳しく批判した。これに対して、裁判所は多くの場合、広範囲の家族に扶養義務を課す家族責任法を合憲と判断した。社会保障と家族の扶養義務との役割分担をめぐる議論が紛糾していった。そして、例えばカリフォルニア州のように、州最高裁が家族責任法を合憲と判断した後、議会が家族責任法を廃止し、法改正という形で、子の親に対する扶養義務を否定するという結論を出した州もあった。社会保障関係費が大幅に上昇し、家族の役割が期待される一方、家族に扶養義務を課すことによる弊害も顕著となっており、アメリカにおける高齢者ケアの役割分担に関する議論は現在も続いている。

こうした本稿の検討から、家族責任法は、社会保障制度との関係で、広範囲の家族に他の家族構成員を扶養する義務を課してきたことが明らかとなった。そして家族に扶養義務を課す理由の中核は、常に、社会保障関係費の削減にあった。アメリカの多くの州では、社会保障関係費の分担を求めることを主目的として、家族に扶養義務を課してきたのであった。この点において、アメリカにおける扶養観念と、社会保障法から独立した一般的な相互扶養義務を、子を含む家族に課してきた大陸法系の国々、および高齢者ケアは社会が担うものとして、子の老親

に対する扶養義務を否定した英国などにおける扶養観念とは、一定の区別をしようものであるであろう。すなわちアメリカでは、一般的に、高齢者ケアにおいて、社会保障とともに家族も一定の役割を担うものであると捉えられてきた。加えて、家族の扶養義務は、社会保障との関係で問われてきたのであり、社会的扶養の対抗原理として、私的扶養原理が独立して発展してきたわけでもない。そしてこのようなアメリカだからこそ、社会保障関係費の一端を担わせることを目的として子に老親扶養義務を課す法の正当性が、正面から、長期にわたって問われ続け、裁判上および学説上、様々な議論が構築されてきたのである。子に老親扶養義務を課す家族責任法は、子に特別の負担を課すものであり、子の法の下での平等を侵害するのではないかと、裁判上争われてきたのもこのためである。

このように、アメリカにおいて模索され続けてきた、「社会保障関係費を削減するための政策として、家族に扶養義務を課す」という選択肢が妥当なものといえるか」という課題が、昨今では、先進諸国に共通のものとなってきた。増大する社会保障関係費の削減は各国共通の課題であり、これを理由に家族の扶養義務を見直そうとする動きも各国にある。そこで、社会保障との関係での家族の役割について問い続けてきたアメリカの議

論は、家族責任法の合憲性をめぐる判例法理、および老親扶養義務の是非を争う学説ともども、他の国にとっても大いに参考となるであろう。さらにアメリカ家族責任法の適用をめぐっては、第二章で検討したように、扶養義務者の範囲や扶養の方法といった各種の問題が争われている。これら、家族に高齢者ケアの費用負担を課す上での具体的な問題も、各国に共通の課題である。そこで、扶養義務の免責などについても定める、家族責任法に見られる詳細な規定、発達した求償手続における工夫、および家族責任法の適用をめぐって争われた裁判上の議論なども参考になるであろう。

こうした問題意識から、本稿では、子に老親扶養義務を課す法の是非を、第四章において詳細に考察した。家族、とりわけ子は、高齢親を扶養する義務を負うべきか。判例といくつかの学説は、子の老親扶養義務を肯定するものの、大半の学説は、子の老親扶養義務に否定的であった。また、中間的立場を探究する見解もあった。これらの見解は、老親扶養義務の根拠またはその弊害を、原理的観点および政策的観点から考察するものであった。こうして扶養の性質を詳細に検証し、精神的扶養、経済的扶養およびサービスとしての人的扶養を区別して検討する手法は、社会保障と家族との役割分担のあり方について、具

体的な方向性を探求するにあたって有益であった。

長い間、家族は、高齢者ケアにおいて重要な役割を担ってきた。そして今後も、家族は、高齢者にとって重要な存在であり続けることであろう。しかしこのことは、高齢者ケアの負担を家族に課す制度を正当化するわけではない。むしろ、高齢者を扶養するすべての義務、精神的、経済的、そして人的扶養義務を、法によって家族に課した場合、何らかの無理を当該家族に強いることになり、家族による任意の扶養をも困難としかねない。本稿、主に第四章の考察では、家族、とりわけ子に、高齢者ケアに要する費用を担う義務を課した場合の、こうした弊害を検証した。そして、高齢者を金銭的に扶養する義務を家族に課す政策によって、高齢者および介護を行う者の人間としての尊厳を尊重した高齢者ケアを行うことは困難となることが示唆された。高齢者ケアの負担をどのように担ってゆくべきか。高齢者ケアにおける各主体の役割分担を明らかにするためには、さらに、社会保障および高齢者本人の役割などを考察し、家族の役割の内容や性質についても、より詳細に検討してゆかねばならない。

# THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol. XLVIII No. 4 (1997)  
SUMMARY OF CONTENTS

---

## The Role of Social Welfare and Family in Taking Care of the Frail Elderly in the United States of America (3) — Study on Family Responsibility Laws —

Fusako SEKI\*

### INTRODUCTION

#### I History of Family Responsibility Laws

1. Origin of Family Responsibility Laws
2. Enactment and Development of Family Responsibility Laws

#### II Framework of Family Responsibility Laws

1. Classification of Family Responsibility Laws
2. Application of Family Responsibility Laws (Vol. XLVIII No. 2)

#### III Family Responsibility Laws and Social Welfare

1. Overall View of Elder Care
2. Effects of Federal Welfare Policies on Family Responsibility Laws
3. Welfare Policies and Family Responsibility Laws in California (Vol. XLVIII No. 3)

#### IV Constitutionality of Family Responsibility Laws

1. Overall View of Cases Challenging the Constitutionality of Family Responsibility Laws
    - (1) Equal Protection of Law
    - (2) Due Process of Law
    - (3) Other Constitutional Questions
- 

\*Doctoral Student, Faculty of Law, Hokkaido University.

2. Filial Responsibility and Equal Protection of Law
  - (1) Equal Protection Challenges before the Swoap Case
  - (2) The Swoap Case
  - (3) Preexisting Duty and Reciprocity
3. Arguments For and Against Filial Responsibility
  - (1) Bases upholding Filial Responsibility
  - (2) Problems surrounding Filial Responsibility
  - (3) Theories in Search

## CONCLUSION

(in this volume)

The study in the last volume showed that social welfare policies affect the need for and use of family responsibility laws. This study shows that the nature of filial responsibility in the United States of America is quite different from that of other countries, where general support duties of the family are independent of social welfare policies, or where society has the responsibility of caring for the elderly and no filial responsibility exists. Because filial responsibility has been receiving attention in the United States, along with the need to cut down the cost of social welfare, active discussions for and against family responsibility laws are occurring there. The question as to whether the family should bear the responsibility for caring for the elderly has been discussed by many scholars and in challenges to the constitutionality of family responsibility laws.

The constitutionality of family responsibility laws is questioned by using the doctrine of due process of law, equal protection of law, and in many other ways. So in this article I first explain an overall view of the cases challenging the constitutionality of family responsibility laws. Then I examine challenges using the doctrine of equal protection of law in more detail, since this is the main and most frequently used approach in questioning constitutionality. The Swoap case is the particular case, which gave a detailed judgement on whether it is unfair to put the burden of caring for an elderly person solely on the family. This judgement of the Supreme Court of California held that the challenged family responsibility law is indeed constitutional. This is the leading case on family responsibility laws, a precedent followed by cases in other states, and still exerts a strong influence. It also gave interesting reasons for upholding filial responsibility, which has resulted in many disputes among scholars over this case. Thus I have studied this case, and the arguments

for and against filial responsibility made by scholars, in detail.

Courts have mostly judged family responsibility laws to be constitutional, although many scholars are against putting the burden on to the family, especially on to children. Should family, particularly children, be solely responsible for taking care of the elderly? First of all, when one discusses the duty of the family to provide support, it should be categorized in more detail, such as mental support, physical support and financial support. In examining the arguments put forward by the scholars, responsibility for mental support should arguably be borne by the family, as the role of the family in elder care is still very important. On the other hand, when a family is not caring for the elderly voluntarily, the responsibility for financial support should not be legally imposed on the family as this results in more damages than advantages to both the elderly and to the family. Moreover, the reasons for selecting a family to bear these responsibilities are not yet clear.

Now that many problems and disadvantages of putting the burden of elder care on to a family are illustrated by this article, more study should follow to clarify the role of society and the even more detailed role of the family in taking care of the frail elderly.